

令和5年度（一社）全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

日 時：令和5年10月20日（金） 14：00～15：30
場 所：THE MARK GRAND HOTEL 3階（SAKURA HALL）

議 事 次 第

司 会：関東地方整備局 企画部
技術管理課 課長補佐

1. 開 会

2. 挨拶

- (1) 関東地方整備局 企画部長
- (2) （一社）全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会会長

3. 関東地方整備局からの説明事項

- (1) 令和5年度関東地方整備局の取り組みについて 技術管理課長
- (2) 測量業行政の現状について 建設産業第二課長

4. 意見・要望

- (1) 人材の確保及び事業創出について
- (2) 入札契約制度について
- (3) DXに向けた三次元データの整備について

5. 自由討議

6. 閉 会

- (1) 関東地方整備局 企画部 技術調整管理官
- (2) （一社）全国測量設計業協会連合会 東京地区協議会会長代行

配付資料一覧

1) 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 配布資料

- ・意見交換会提案議題

2) 関東地方整備局 配布資料

- ・関東地方整備局の取り組みについて 資料－1
- ・測量業行政の現状について 資料－2
- ・関東地方整備局 回答 資料－3

(参考資料あり)

令和5年度（一社）全国測量設計業協会連合会
 関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会

令和5年10月20日

■（一社）全国測量設計業協会連合会			■関東地方整備局		
関東地区協議会					
(公社) 茨城県測量・建設コンサルタント協会 会長	きとう せいいち 佐藤 清一	理事	企画部長	にしかわ まきひろ 西川 昌宏	
〃 副会長	いとう よしまさ 伊藤 吉正	構成員	企画部 技術調整管理官	すとう じゆんいち 須藤 純一	
(一社) 栃木県測量設計業協会 会長	ほりえ いくお 堀江 育男	副会長	企画部 技術開発調整官	たかもり おさむ 高森 治	
〃 副会長	とべ やすひこ 戸部 康彦	構成員	河川部 水理水文分析官	ささき ともゆき 佐々木 智之	
(一社) 群馬県測量設計業協会 会長	しまだ やまと 嶋田 大和	副会長	道路部 道路保全企画官	かすや ひでお 粕谷 日出夫	
〃 副会長	すぎやま たかし 杉山 崇	構成員	企画部 技術管理課長	あらい ゆきお 荒井 幸雄	
(一社) 埼玉県測量設計業協会 会長	おいかわ おさむ 及川 修	理事	建政部 建設産業第二課長	むらた こうじ 村田 康二	
〃 副会長	かさほら としや 笠原 俊也	構成員	企画部 技術管理課 建設専門官	せき ゆきのが 関 幸伸	
(公社) 千葉県測量設計業協会 会長	ふるさと ひろし 古里 弘	監事	企画部 技術管理課 課長補佐	ばば たかゆき 馬場 孝之	
〃 副会長	よこうち けん 横打 研	構成員			
(一社) 神奈川県測量設計業協会 会長	ちば ふたつ 千葉 二	監事			
〃 副会長	いわさき としあき 岩崎 敏明	構成員			
(一社) 山梨県測量設計業協会 会長	もちづき としひと 望月 俊人	理事			
〃 副会長	みやした おさむ 宮下 修	構成員			
(一社) 長野県測量設計業協会 会長	きとう よしあき 佐藤 芳明	会長			
〃 副会長	よしとけ ゆきひと 吉竹 行仁	構成員			
(公社) 茨城県測量・建設コンサルタント協会事務局長	おまた ゆきひろ 小又 行裕	事務局長			
東京地区協議会					
(一社) 東京都測量設計業協会 会長代行	まつばやし みちひろ 松林 道博				
〃 副会長	のざき しげかず 野崎 茂和				
〃 常務理事	くにかた よういちろう 國方 洋一郎				
〃 事務局長	おのえ やすし 尾上 靖	東京地区協議会事務局			

令和5年度(一社)全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会(進行表)

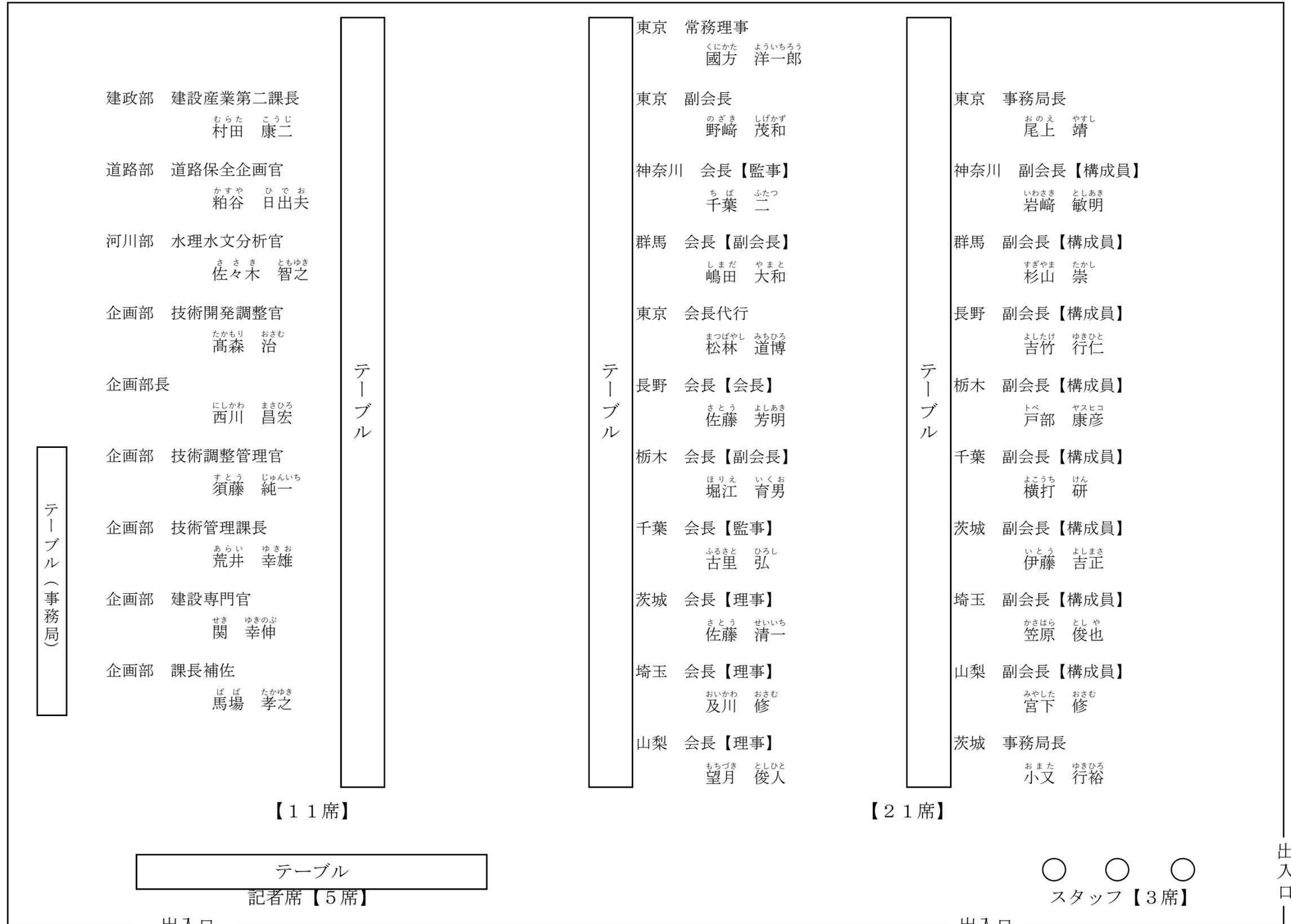
令和5年10月20日(金)14:00～15:30 於: THE MARK GRAND HOTEL 3階 (SAKURA HALL)

時 間	内 容	発 言 者	配付資料
14:00	開会	(進行:馬場課長補佐)	
～ 14:10 (10分)	挨拶 関東地方整備局 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 関東地区協議会	関東地整 西川企画部長	
		関東地区協議会 佐藤会長	
14:10 ～ 14:10 (分)	出席者紹介 ※資料確認含む		出席者一覧・配席表
《情報提供》			
14:10 ～ 14:20 (10分)	関東地方整備局の取組 令和5年度関東地方整備局の取り組みについて 測量業行政の現状について	企画部 荒井技術管理課長	資料-1
		建政部 村田建設産業第二課長	資料-2
《意見交換》			
〔協会側テーマ〕			
14:20 ～ 14:50 (30分)	1 地域を支える測量業の魅力を増し、人材を確保するための施策の要望及び経営安定化のための事業創出について 2 入札参加要件における、地元業者を「本店」とする地理的条件設定業務の増加について 3 道路のDXに向けたGISプラットフォームの早期構築と三次元データ整備の発注について	協会提案説明: 1)関東地区協議会 古里監事 2)関東地区協議会 堀江副会長 3)東京地区協議会 國方常務理事 回答: 1)企画部 荒井技術管理課長 河川部 佐々木水理水文分析官 道路部 粕谷道路保全企画官 2)企画部 荒井技術管理課長 3)道路部 粕谷道路保全企画官	協会要望資料 資料-3
〔自由討議〕			
14:50 ～ 15:25 (35分)	1 業務環境の改善について -ウィークリースタンスの取組- 2 若手技術者の人材確保・育成に向けた支援制度拡充 3 入札時における災害活動(協定締結企業、災害活動実施者)の評価 4 受注機会の確保に向けた総合評価落札方式の適切な運用 5 業務発注・実施における働き方改革への配慮	協会提案説明: 1)関東地区協議会 千葉監事 2)関東地区協議会 嶋田副会長 3)関東地区協議会 吉竹構成員 4)東京地区協議会 國方常務理事 5)東京地区協議会 國方常務理事 回答: 1)企画部 荒井技術管理課長 2)企画部 荒井技術管理課長 3)企画部 荒井技術管理課長 4) - 5)企画部 荒井技術管理課長	
《閉会》			
15:25 ～ 15:30 (5分)	挨拶 関東地方整備局 一般社団法人 全国測量設計業協会連合会 東京地区協議会	企画部 須藤技術調整管理官	
		東京地区協議会 松林会長代行	

(一社) 全国測量設計業協会連合会関東地区協議会及び東京地区協議会との意見交換会 座席表

日時：令和5年10月20日(金) 14時～15時30分

場所：ザ マーク グランデホテル 3階 Sakura hall



関東地方整備局の取組について

令和5年10月20日

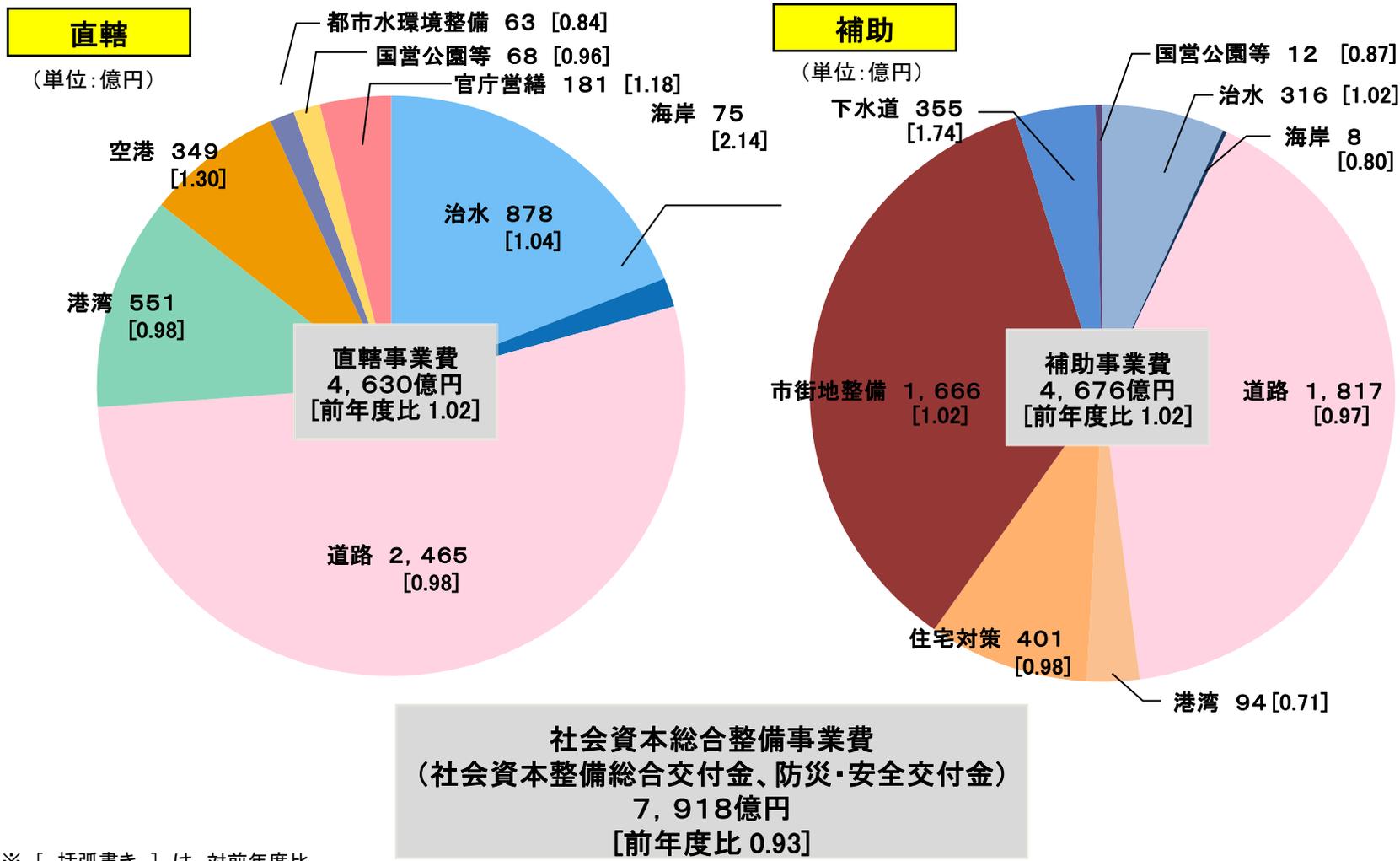


国土交通省 関東地方整備局

1. 令和5年度 予算の概要
2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針
「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」(令和5年度版)(主な新規・変更点)
3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する指標の目標値について
4. 見積りによる歩掛の決定方法について
5. 設計業務委託等技術者単価の改訂について
6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

1. 令和5年度 予算の概要

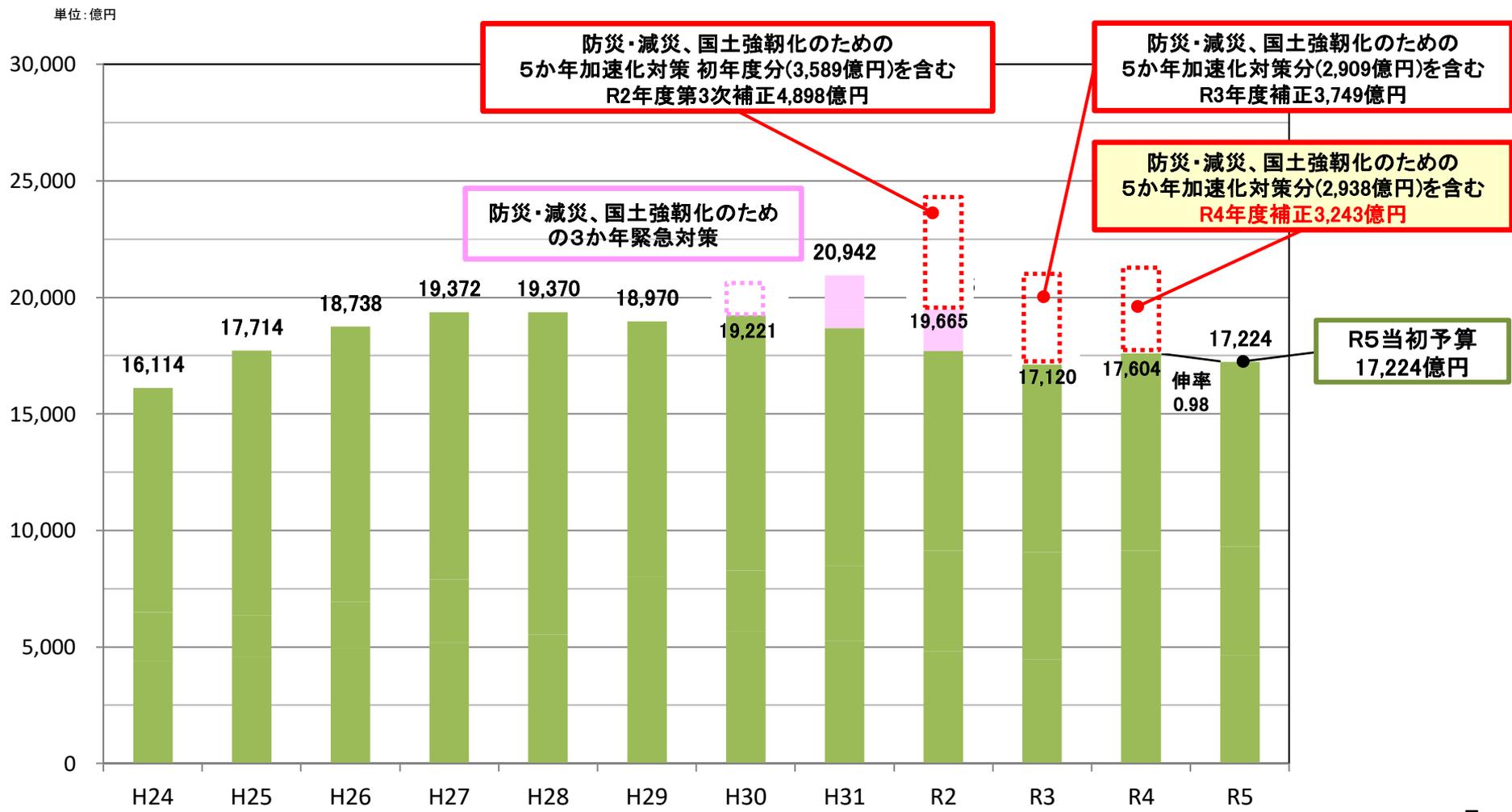
○令和5年度の当初予算は1兆7,224億円(前年度比0.98)。



※ [括弧書き] は、対前年度比
 ※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、端数において合計とは一致しない場合がある。

関東地方整備局の予算推移

- 令和4年度補正予算は防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策分(2,938億円)を含め、3,243億円。
- 令和5年度当初予算は1兆7,224億円(対前年度比0.98)



(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2023 について

〔令和 5 年 6 月 16 日〕
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2023 を別紙のとおり定める。

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義
～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～

令和 5 年 6 月 16 日

フラ、G7ネイチャーポジティブ経済アライアンス等の取組を推進する²⁰⁴。グローバルヘルスの推進・課題解決に向け、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成を目指し、G7広島首脳宣言を踏まえた対応につき検討を進める。また、ワンヘルス・アプローチ²⁰⁵を推進するとともに、薬剤耐性対策において、市場インセンティブによる治療薬の確保等の国内対策や国際連携・産学官連携による研究開発を推進する。貿易手続を含むデジタル化、サプライチェーンの強靱化²⁰⁶、質の高いインフラ²⁰⁷、水循環・水防災、女性等の分野でも取組を進める。上記の取組やスマートシティ等を始め、相手国ニーズに応じた案件形成支援の強化など、インフラシステム海外展開戦略²⁰⁸に基づく施策を着実に進める。国際市場の拡大を図るため、幅広い分野で国際標準戦略を推進する。途上国の債務問題に対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論²⁰⁹に貢献する。

未来社会の実験場である2025年大阪・関西万博を始め、2027年国際園芸博覧会など、大規模国際大会等²¹⁰に向け着実な準備を進める。

（企業の海外ビジネス投資促進）

技術と意欲ある企業の海外展開を促進するため、投資関連協定やODA等²¹¹の活用と併せて、海外ビジネス投資支援パッケージ²¹²等に基づき、必要な体制の強化やビジネスステージに応じた支援メニューの強化・周知を図る。加えて、G7広島サミットの成果も踏まえ、「ウクライナ経済復興推進準備会議」での検討を早急に進めつつ、戦況等の現地情勢、ウクライナの復興計画、現地邦人の安全確保や法の支配の重要性に留意しながら、G7及び国際機関との国際連携の推進の下、関係政府機関の活用強化、資金支援や汚職対策等により、政府の積極的なイニシアティブでビジネス環境整備を行うことでウクライナの経済復興を支える。そうした中で、日本企業による技術を活用した貢献を図りつつ、投資を促進し、柔軟で大胆な「日本ならではの」復興支援を行う。また、企業のサプライチェーンや政府の実施する調達において、人権尊重の取組²¹³を行う。

2. 防災・減災、国土強靱化、東日本大震災等からの復興

（防災・減災、国土強靱化）

激甚化・頻発化する自然災害²¹⁴、インフラ老朽化等の国家の危機から国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「国土強靱化基本計画」に基づ

き、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、女性・子ども等の視点も踏まえ、ハード・ソフト一体となった取組を強力に推進する。5か年加速化対策²¹⁵等の取組を推進し、災害に屈しない国土づくりを進める。

これまでの着実な取組によって大規模な被害が抑制されているところ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化の取組を進めていくことが重要であり、5か年加速化対策後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正法²¹⁶に基づき、必要な検討を行う。

今夏を目途に策定する新たな「国土強靱化基本計画」について、デジタル田園都市国家構想や新たな「国土形成計画」と一体として取組を一層強化する。将来の気候変動の影響を踏まえた流域治水²¹⁷、インフラ老朽化対策の加速化、TEC-FORCE等²¹⁸の防災体制・機能の拡充・強化等²¹⁹の「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、ミッシングリンクの解消等による災害に強い交通ネットワークの構築等²²⁰の「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、サプライチェーンの強靱化や、船舶活用医療の推進、医療コンテナの活用等による医療の継続性確保等の「災害時における事業継続性確保をはじめとした官民連携強化」に加え、次期静止気象衛星等の活用による防災気象情報等の高度化²²¹や消防防災分野のDX、防災デジタルプラットフォームの構築²²²、住民支援のためのアプリ開発促進等²²³の防災DX、防災科学技術の推進による「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、災害ケースマネジメント²²⁴の促進、災害中間支援組織²²⁵を含む被災者支援の担い手確保・育成、地域の貴重な文化財を守る防災対策、気象防災アドバイザーや地域防災マネージャーの全国拡充によるタイムライン防災の充実強化、消防団への幅広い住民の入団促進等による消防防災力の拡充・強化等²²⁶、多様性・公平性・包摂性を意識した「地域における防災力の一層の強化」を新たな施策の柱とし、国土強靱化にデジタルと地域力を最大限いかす。

火山災害対策を一層強化するため、改正法²²⁷に基づき、火山調査研究推進本部の体制整備、専門的な知識や技術を有する人材の育成と継続的な確保等を行う。

²⁰⁴ 2000年までに陸と海の30%以上の保全を目指す取組の推進、TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures）等の情報開示等への対応支援、それらの基本となるデータ把握・管理の在り方の検討を含む。

²⁰⁵ 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

²⁰⁶ G7財務大臣・中央銀行総裁会議（令和5年5月11-13日）及びG7広島サミットにおいて、遅くとも本年末までの立ち上げを目指すことが合意された、グリーン・エネルギー製品のサプライチェーンに関する、RISE（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement）の推進を含む。

²⁰⁷ 2027年までに最大6,000億ドルの官民資金を世界のインフラ投資に動員することを目指す、G7グローバル・インフラ投資パートナーシップ（PGII：Partnership for Global Infrastructure and Investment）の取組を含む。

²⁰⁸ 「インフラシステム海外展開戦略2025（令和5年6月追補版）」（令和5年6月1日経協インフラ戦略会議決定）。

²⁰⁹ 金融安定理事会（FSB）等における議論。

²¹⁰ 2026年アジア・アジアパシフィック大会、ワールドマスターズゲームズ2027関西等。

²¹¹ 租税条約や社会保険協定、法制費整備支援を含む。

²¹² 令和4年12月20日取りまとめ。

²¹³ 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえた取組。

²¹⁴ 南海トラフ地震、首都圏下地震、日本海溝、千島海溝断層型地震等の大規模地震・津波災害、気象災害、火山災害等。

²¹⁵ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）。

²¹⁶ 強くしたやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の一部を改正する法律（令和5年6月14日成立）。

²¹⁷ 気候変動を踏まえた治水計画の見直しや洪水干渉河川の拡大を含む。

²¹⁸ 地方整備局等、国土地理院、災害時に高度な技術力を要する現地調査や応急対策等の支援を行う研究機関等。

²¹⁹ 盛土の安全確保対策の推進、森林整備・治山対策の推進、学校をはじめ避難所等の防災機能の強化、グリーンインフラの活用等。

²²⁰ 大規模の交通確保対策の強化、無電柱化の推進等、停電対策の充実化等。

²²¹ 総括治水・洪水等の予測精度向上、最新の気象予測技術を活用したダム運用の高度化等。

²²² データ共有のルールや日本版E-EIを新たに策定し、現在整備中の次期総合防災情報システム（2024年度運用開始予定）を中核として、DiMAPS等の災害情報システムと連携し、各府省庁・地方公共団体等の災害対応機関が連携共有体制を構築するもの。

²²³ 災害時にドローン・センサー等を活用し情報収集を行う防災IoT、AI等を駆使する革新技術の創出・社会実装等。

²²⁴ 一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめやかな支援を継続的に実施する取組。

²²⁵ 被災地等においてNPOやボランティア等多様な民間団体の活動支援や活動調整を行う組織。

²²⁶ 地方自治体への支援を行うための全国の気象台等の防災体制・機能の拡充、技術職員経験者の活用等による地域防災対策の強化、要配慮者避難の取組の推進、避難所におけるキッズスペースの確保等。

²²⁷ 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律（令和5年6月14日成立）。

(東日本大震災等からの復興)

東北の復興なくして、日本の再生なし。復興庁を司令塔に、基本方針²²⁸等に基づき、被災地の復興・再生に全力を尽くす。地震・津波被災地域では、被災者の心のケアなど残された課題に取り組む。原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、今後も国が前面に立って取り組む。東京電力福島第一原発の廃炉及び環境再生を安全かつ着実に進める。ALPS処理水の海洋放出について、安全性の確保と風評影響への対応に万全を期す。住民の帰還促進と併せ、移住・定住の促進を図る。たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意の下、特定復興再生拠点区域の生活環境の整備等を進めるとともに、拠点区域外については、改正福島復興再生特別措置法²²⁹に基づく「特定帰還居住区域」の設定等により、帰還意向のある住民の帰還を実現していく。福島イノベーション・コースト構想の更なる発展に向け、創業支援や実証フィールドの整備、福島新エネ社会構想の実現に向けた取組や「創造的復興の中核拠点」となる福島国際研究教育機構の体制整備等を進める。あわせて、高専等を通じた地元人材育成、映画など文化芸術を通じた街づくりを推進する。また、災害からの復旧・復興に全力を尽くす。

3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止、インテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等²³⁰を推進する。

高齢運転者等の事故防止や自動車事故による被害者の支援、海上保安庁の救助・救急体制の強化、関係省庁や関係事業者と連携した特殊詐欺等への対策に向けた取組を推進する。

「第二次再犯防止推進計画」²³¹に基づき施策の推進、国内外の予防司法支援機能や総合法律支援の充実・強化²³²、司法分野・司法試験のデジタル化の推進、インターネット上の人権侵害²³³への対策の強化、法曹人材の確保及び法教育の推進などの安全・安心な社会を支える人的・物的基盤²³⁴の整備を図るとともに、基本計画²³⁵及び「犯罪被害者等施策の一層の推進について」²³⁶に基づき、犯罪被害者等施策²³⁷を強化する。また、性犯罪・性暴力対策に取り組む。さらに、G7・ASEAN等と連携しつつ、司法外交を外交一元化の下で推進し、法制度整備支援、国際仲裁の活性化及び国際法務人材の育成等²³⁸に取り組む。

こども用製品等の事故防止²³⁹、消費生活相談のサービス向上への体制再構築、食品衛生

²²⁸ 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日閣議決定）。

²²⁹ 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第49号）。

²³⁰ 多国籍の枠組み等を通じた国際的な取組を含む。

²³¹ 令和5年3月17日閣議決定。保護司・更生保護施設などの民間協力者の支援の充実、地方公共団体との連携強化、拘禁刑創設を踏まえた受刑者の本刑性に応じた処遇の充実を含む。

²³² ひとり親世帯における養育費確保のための支援を含む。

²³³ いじめ、ヘイトスピーチ、部落差別等を含む。

²³⁴ 矯正施設の老朽化対策を含む。

²³⁵ 「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）。

²³⁶ 令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定。

²³⁷ 経済的支援の抜本的強化、法的支援の拡充、司令塔機能の強化を含む。

²³⁸ 法外国際調停の加速化を含む。

²³⁹ 海外からの直接販売に伴う製品事故の防止策を含む。

2. 令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

「建設コンサルタント業務等における
入札・契約、総合評価に関する
運用ガイドライン」(令和5年度版)
(主な新規・変更点)



令和 5 年 7 月 26 日
国土交通省関東地方整備局
企画部

「総合評価落札方式の適用ガイドライン」の改定について

～令和 5 年 8 月 1 日以降に公告（公示）となる案件から適用します～

関東地方整備局における「工事」「業務」の「総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和 5 年度版）」及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」を改定します

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」及び「建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という）は、令和 5 年 2 月 28 日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和 5 年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて作成したもので、令和 5 年 8 月 1 日以降に公告（公示）となる案件から適用します。

主な改定の概要は別紙のとおりです。

なお、「ガイドライン」の本編及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」は関東地方整備局HPに掲載しています。

【工事】

掲載場所：関東地整HP>技術情報>工事関係>総合評価落札方式

【業務】

掲載場所：関東地整HP>技術情報>建設コンサルタント業務関係>関東地方整備局建設
コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 建設専門官 竹歳 健治 【工事】（内線：3257）

技術管理課 課長補佐 関 幸伸 【業務】（内線：3313）

概要と見直し及び改定の内容

1. 概要

令和5年度の「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」は、令和5年2月28日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和5年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和5年8月1日以降に公示する案件から適用します。

2. 令和5年度見直し及び改定の内容

- 令和5年2月28日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和5年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- 令和5年3月の「建設コンサルタント業務等における プロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」一部改定を踏まえ、必要な見直しを反映しました。

(参考)

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 建設コンサルタント業務関係 > 関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン

URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000088.html>

(参考) 令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【業務】

変更内容	分類	適用時期																																																																																						
<p>○若手技術者の活用を評価</p> <p>・若手技術者と若手技術者以外の業務経験（同種・類似業務の実績）に差がなく、若手技術者の業務成績評点は、若手技術者以外と比較する業務実績の件数が少ないため、管理(主任)技術者の「成績・表彰」の配点割合を低減し、「若手技術者の配置」へ割振り</p> <p>・企業は通常どおりの配点割合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="2">指名基準</th> <th colspan="2">技術点基準</th> </tr> <tr> <th>通常</th> <th>試行</th> <th>通常</th> <th>試行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">【企業の評価】</td> </tr> <tr> <td>資格・実績</td> <td>15</td> <td>15</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>成績・表彰</td> <td>35</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>50</td> <td>50</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">【管理(主任)技術者の評価】</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">資格・実績</td> <td>技術者資格</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>CPDの取得状況</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>同種・類似業務の実績</td> <td>10(5)</td> <td>5(3)</td> <td>13(7)</td> <td>7(4)</td> </tr> <tr> <td>若手技術者</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">成績・表彰</td> <td>業務成績評点</td> <td>30</td> <td>30</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>優良業務表彰等</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>実施方針・実施フロー・工程計画・その他</td> <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>(例: 土木コンサル業務、地質調査業務)</p>	評価項目	指名基準		技術点基準		通常	試行	通常	試行	【企業の評価】					資格・実績	15	15			成績・表彰	35	35			小計	50	50			【管理(主任)技術者の評価】					資格・実績	技術者資格	4	4	6	6	CPDの取得状況	1	1	1	1	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)	若手技術者		5		6	小計	15	15	20	20	成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25	優良業務表彰等	5	5	5	5	小計	35	35	30	30	実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50	合計	100	100	100	100	見直し	R5.8.1 以降の公示案件
評価項目		指名基準		技術点基準																																																																																				
	通常	試行	通常	試行																																																																																				
【企業の評価】																																																																																								
資格・実績	15	15																																																																																						
成績・表彰	35	35																																																																																						
小計	50	50																																																																																						
【管理(主任)技術者の評価】																																																																																								
資格・実績	技術者資格	4	4	6	6																																																																																			
	CPDの取得状況	1	1	1	1																																																																																			
	同種・類似業務の実績	10(5)	5(3)	13(7)	7(4)																																																																																			
	若手技術者		5		6																																																																																			
小計	15	15	20	20																																																																																				
成績・表彰	業務成績評点	30	30	25	25																																																																																			
	優良業務表彰等	5	5	5	5																																																																																			
小計	35	35	30	30																																																																																				
実施方針・実施フロー・工程計画・その他			50	50																																																																																				
合計	100	100	100	100																																																																																				

変更内容	分類	適用時期																						
<p>○発注者支援業務等の評価見直し</p> <p>・他の総合評価においても、すべての業務で管理技術者のCPD加点評価を実施しているため、発注者支援業務等の市場化テストも終了し、品質確保の観点から、継続教育を行い技術の研鑽に取り組んでいる管理技術者について継続教育取組実績CPDの取得状況に加点評価。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価項目</th> <th colspan="3">業務分野別の評価基準</th> <th rowspan="2">総合評価 (標準型)</th> </tr> <tr> <th>工事監督支援</th> <th>積算技術</th> <th>技術審査</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資格要件 技術者資格等</td> <td> ①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ③・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td> ①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> <td rowspan="2"> ①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2 ③1 </td> </tr> <tr> <td>管理技術者</td> <td colspan="3"> ①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。) </td> </tr> <tr> <td colspan="4">継続教育取組実績 CPDの取得状況</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目	業務分野別の評価基準			総合評価 (標準型)	工事監督支援	積算技術	技術審査	資格要件 技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ③・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2 ③1	管理技術者	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)			継続教育取組実績 CPDの取得状況				1	見直し	R5.8.1 以降の公示案件
評価項目		業務分野別の評価基準				総合評価 (標準型)																		
	工事監督支援	積算技術	技術審査																					
資格要件 技術者資格等	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・電気通信設備工事の場合 ・技術士(総合技術監理部門-電気電子又は電気電子部門) ・一級電気施工管理技士 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ③・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)	①5 ⇒ 4 ②3 ⇒ 2 ③1																				
	管理技術者	①・技術士(総合技術監理部門、建設部門関連科目又は建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会一級土木技術者 ・(一社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)、公共工事品質確保技術者(II)又は業務発注担当部署が認めた同等の資格を有する者 ※業務内容に造園工事が相当程度含まれると判断する場合 ・一級造園施工管理技士 ②・RCGM又はRCGMと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る。)																						
継続教育取組実績 CPDの取得状況				1																				

(参考) 令和5年度 入札・契約、総合評価 実施方針の変更点【業務】

変更内容

分類

適用時期

○組合せ評価(国交省登録資格)

・国土交通省登録資格をRCCM・土木学会認定技術者とそれ以外に分割し、**RCCM・土木学会認定技術者以外の国土交通省登録資格を「専門的な知識をもつ資格」とし、組合せ評価の対象とする。**

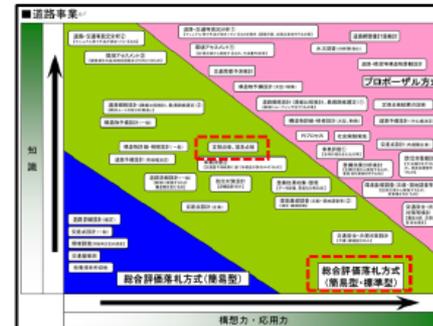
< R5 試行における 業務 : 橋梁点検業務において、技術士+橋梁点検士 橋梁(鋼橋)による加点を実施する業務

「担当技術者」 方式 : 総合評価落札方式

※橋梁点検業務の橋梁点検士 施設分野(橋梁(鋼橋))業務(点検)とした事例としているが、業務内容に応じ、「資格が対象とする区分」を決定

配点順 1) の例> 技術者 : **担当技術者(技術士+橋梁点検士)**

R4.8 関東地整 運用ガイドライン (登録資格の対象業務で担当技術者の位置づけがある場合)	R5試行
(資格)	(配点順)
○ 国土交通省登録技術者資格	1) ○+①
担当:(施設分野:橋梁(鋼橋)、業務:点検)	2) ①
ガイドラインに下記の資格を追加し、配点を見直し	3) ○+②
① 技術士	4) ○又は②
② RCCM、土木学会認定土木技術者(特別上級、上級、1級)	



新規
(試行)

R5.4.1
以降の公示案件

3. 品確法の改正を踏まえた公共工事の発注 関係事務に関する指標の目標値について

令和 5 年 10 月 18 日
国土交通省関東地方整備局
企画部

品確法の改正を踏まえた公共工事等の発注関係事務に関する

「全国統一指標」、「関東ブロック独自指標」のフォローアップについて

～令和 4 年度調査結果を公表します～

関東ブロック発注者協議会にて令和 4 年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

将来にわたる公共工事等の品質確保、その担い手の中長期的な確保・育成を図るため、令和元年 6 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行されました。また、令和 2 年 1 月に改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の改正を行い、都道府県や市区町村を含む全ての公共工事等の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たしていくこととしています。改正品確法の理念を実現するため、令和 2 年 5 月に新たな全国統一指標、関東ブロック独自指標を設定し、令和 2 年 1 2 月に目標値を定めました。

今回、関東ブロック発注者協議会にて令和 4 年度調査結果についてフォローアップを実施しましたので、お知らせします。

今後とも、発注者が一丸となって公共工事等の品質確保、働き方改革に取り組んでまいります。

各発注機関の令和 4 年度調査結果については、関東地方整備局 HP に掲載しています。

掲載場所：関東地整 HP > 技術情報 > 関係機関の連携 > 関東ブロック発注者協議会

> 品確法運用指針に基づく発注関係事務に関する全国統一指標、地域独自指標調査

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000162.html>

< 発表記者クラブ > 竹芝記者クラブ 埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会

< 問い合わせ先 >

関東地方整備局 企画部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1375

技術調査課 建設専門官 竹嶋 健治 【工事】（内線：3257）

技術管理課 課長補佐 関 幸伸 【業務】（内線：3313）

品確法の改正を踏まえた公共工事の発注関係事務に関する 新・全国統一指標、地域独自指標の一覧(業務)

全国統一指標

…… 令和2年5月20日本省記者発表

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合

関東ブロック独自指標

…… 令和2年度関東ブロック発注者協議会(令和2年7月22日書面開催)

③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国等・都県・政令市の発注工事に対する業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか

全国統一指標、関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要（業務）

指標		R1 基準値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R6 目標値	取り組み状況及び考察
全国統一指標	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.51	0.48	0.49	0.48	0.50以下	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実績値は0.48で前年から若干改善した。 ・R2年度より3年連続で目標を満足している。
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況 (ダンピング対策)	0.77 (R1実績値) 0.75 (H30基準値)	0.86	0.95	0.95	1.00	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度実績値は0.95で前年と横ばい。
関東ブロック 独自指標	ウィークリースタンスの実施 (履行状況の確認)	23/56	23/56	25/56	31/56	全機関a	<ul style="list-style-type: none"> ・R4年度は25機関から31機関に取組機関が増加。(6機関増)

項目と指標分類(業務)

指標	定義	指標分類	備考等
地域平準化率	<p>発注業務の第4四半期履行期限設定割合</p> <p>対象：100万円以上の業務</p> <p>稼働件数：当該年度に稼働（繰越、翌債等次年度にも渡る業務を含む）</p>	<p>(第4四半期[1~3月]に完了する業務件数) / (年度の業務稼働件数)</p>	<p>測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務：業務実績情報システム(テクリス)および農業農村整備事業測量設計業務実績情報サービス(AGRIS)に登録されたデータを活用</p> <p>営繕業務：公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録されたデータを活用</p>
低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況	<p>発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合</p> <p>対象：契約金額100万円以上の業務(随意契約を除く)</p>	<p>(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数) / (年度の発注業務数)</p>	<p>H30~R2まで</p> <p>発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査データ(本省実施)を活用</p> <p>R3~</p> <p>アンケート調査</p>
ウィークリースタンスの実施	<p>業務成果の品質が適切に確保されるよう、適正な業務執行を図るため、ウィークリースタンスの適用等により業務環境改善方策の取り組みが実施されているか</p>	<p>a：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール^{※1}を整備し、かつ、取り組みを実施</p> <p>b：ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルール^{※1}を整備していないが、取り組みを実施</p> <p>c：実施していない</p> <p>(※1 他団体の指針等を適用している場合を含む)</p>	<p>アンケート調査</p>

全国統一指標・関東ブロック独自指標 令和4年度調査結果概要（業務）

業務	全国統一指標											関東ブロック独自指標				
	地域平準化率					低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況						ウィークリースタンスの実施				
	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (H30)	実績値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)	基準値 (R1)	実績値 (R2)	実績値 (R3)	実績値 (R4)	目標値 (R6)
関東ブロック	0.51	0.48	0.49	0.48	0.50以下	0.75	0.77	0.86	0.95	0.95	1.00	23/56	23/56	25/56	31/56	全機関a
茨城領域	0.44	0.43	0.43	0.48	0.40	0.95	1.00	0.99	0.99	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
栃木領域	0.39	0.37	0.37	0.40	0.40	0.93	0.89	0.97	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a (取組を推進する)
群馬領域	0.40	0.41	0.44	0.45	0.40	未集計	0.92	0.99	0.98	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a (ただし災害を除く)
埼玉領域	0.51	0.45	0.48	0.47	0.50	0.98	1.00	0.92	1.00	1.00	1.00	1/2	1/2	2/2	2/2	a
千葉県域	0.51	0.48	0.49	0.47	0.50	0.95	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	2/2	2/2	2/2	2/2	a (受注者へ浸透を図る)
東京都域	0.59	0.56	0.53	0.54	0.50	0.00	0.00	0.00	0.02	0.06	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
神奈川県域	0.62	0.61	0.60	0.59	0.50	0.97	0.90	0.91	0.97	0.97	1.00	3/4	3/4	3/4	4/4	a
山梨領域	0.51	0.49	0.48	0.47	0.50	0.02	0.01	0.95	0.95	0.96	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a
長野領域	0.35	0.32	0.38	0.34	現状維持	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1/1	1/1	1/1	1/1	a

注) 関東ブロックは、都領域に加え国・特殊法人等も対象。

(ただし、「低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況」の指標は当該都県・政令市が対象)

業務の指標に係る都県域は、当該都県・政令市が対象。

【ウィークリースタンスの実施】

基準値・実績値・aの機関数/対象機関数

a: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備し、かつ、取り組みを実施

b: ウィークリースタンスに関する指針等の一定のルールを整備していないが、取り組みを実施

c: 実施していない

4. 見積りによる歩掛の決定方法について

作成担当所属名	企画部技術管理課基準第二係
作成時期	令和5（2023）年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10（2027）年度末

国関整技管第67号
令和5年8月1日

局内関係各課長 様
各事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積取得して歩掛を決定した場合の情報開示について」の一部改定について（通知）

建設コンサルタント業務等（補償コンサルタント業務及び建築関係コンサルタント業務を除く）の入札・契約手続きに関する事項について、下記のとおり定めたので通知する。

なお、平成21年8月11日付け国関整技管第75号「建設コンサルタント業務等における入札・契約方式の選定、見積りによる歩掛の決定方法及び見積取得して歩掛を決定した場合の情報開示について（通知）」については廃止する。

記

1. 適用

令和5年8月1日以降に入札・契約手続き運営委員会に諮る設計業務等に適用する。
なお、設計業務等とは、測量業務、地質調査業務、設計業務、及び調査・計画業務をいう。

2. 入札・契約方式の選定について

入札・契約方式の選定については、「関東地方整備局建設コンサルタント業務等における入札・契約、総合評価に関する運用ガイドライン」（手続き時点での最新版）に基づき選定すること。

3. 見積りによる歩掛の決定方法について

予定価格の算出にあたって、見積りを取得して歩掛を決定するときは、別紙-1により実施することとする。

4. 見積りを取得して歩掛を決定した場合の情報開示について

見積りを取得して予定価格算出のための歩掛を決定した場合は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するため、作成した歩掛を入札参加者に開示することとする。

開示する方法は、「電子入札システム（ダウンロードシステム）」によることとし、紙入札による場合など、やむを得ない場合に限りメールまたは郵送等で行うことができるものとする。ただし、メールまたは郵送等で行う場合であっても、送付する全ての資料に、送付先の企業名・担当者名など入札参加者名が特定できる内容を記載しないこととする。

開示する時期は入札予定日の5日前までに行うこととする。なお、見積りを取得して歩掛を決定する業務については、入札説明書に下記のとおり記載することとする。

【入札説明書記載例】

○.その他の留意事項

本業務は歩掛を作成するために見積り取得を行う業務である。見積り提出の依頼は入札参加者に対して、令和○年○月○日以降に電子入札システムで行う。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。また、見積りを取得して作成した歩掛を入札日の前日から起算して5日以前に入札参加者に電子入札システムにより参考資料として開示する。紙入札方式による参加者に対しては、電子メールで行う。

見積りによる歩掛の決定方法について

設計業務等標準積算基準書に定めのない内容について、見積りを取得して予定価格を算出する場合の見積りの取得方法及び歩掛の決定方法は下記のとおりとする。

記

1. 見積りの取得方法

見積りを取得するときは、原則として事務所長名で見積り依頼を行うこととする。

(1) 発注時

・指名競争入札については、原則として指名選定業者全社から見積りを取得することとする。

・一般競争入札については、原則として入札参加者全社から見積りを取得することとする。

(2) 変更契約時

・契約業者から見積りを取得することとする。

2. 取得した見積りによる歩掛の決定方法（参考-1）

取得した見積りは、適用する労務単価（設計業務委託等技術者単価）等に置き換え、各社毎の合計額に対し、異常値を除いた価格の直近下位の者の見積りを採用する。

※異常値は、見積り合計額の平均値±30%の範囲を標準とする。

5. 設計業務委託等技術者単価の改定について

設計業務委託等技術者単価の改定

2. 令和5年度技術者単価の概要

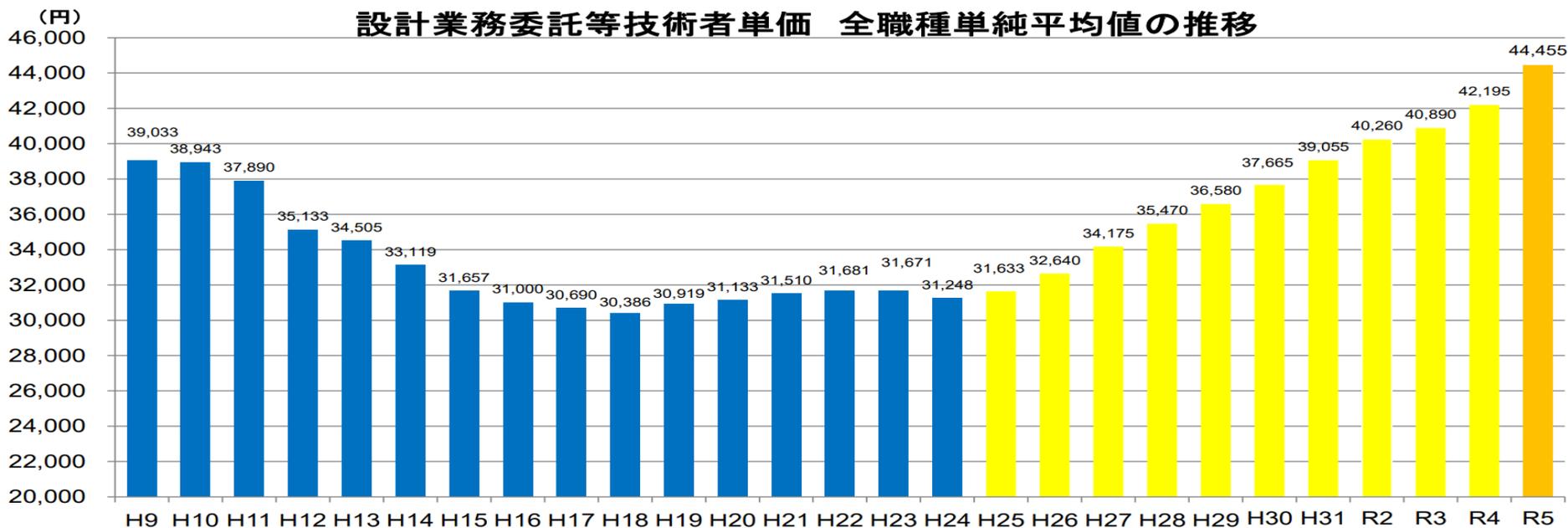
- 今回の決定により、全職種単純平均で対前年度比5.4%引き上げられることとなります。
- 11年連続の引き上げにより、全職種単純平均値が44,455円となり、公表を開始した平成9年度以降で最高値を更新しました。

【全職種平均】 **44,455円** 対前年度比**+5.4%** (H24比**+40.4%**)

(内訳)		対前年度比	(H24比)
設計業務	平均 53,671円	+7.1%	(+37.8%)
測量業務	平均 37,700円	+5.2%	(+63.1%)
航空・船舶関係業務	平均 40,580円	+1.5%	(+33.3%)
地質調査業務	平均 40,667円	+6.9%	(+46.4%)

表-1 全職種平均前年比の伸び率

H25	+1.2%	H30	+3.0%
H26	+3.2%	H31	+3.7%
H27	+4.7%	R2	+3.1%
H28	+3.8%	R3	+1.6%
H29	+3.1%	R4	+3.2%
		H24比	+40.4%



6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業を 評価する取組について

作成担当所属名	企画部技術調査課
作成時期	令和5(2023)年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10(2028)年度末

国関整技調第18号

国関整技評第35号

令和5年8月31日

各部長・統括防災官及び
各事務（管理）所長・センター長 様

企 画 部 長
営 繕 部 長

直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

標記について、令和5年8月24日付け国官技第171号、国営管第254号及び国営計第84号で大臣官房技術調査課長、官庁営繕部管理課長及び官庁営繕部計画課長から通知がありましたので別添のとおり周知します。なお、関東地方整備局における評価及び入札説明書の記載例等については、別途通知します。

国官技第 171 号
国営管第 254 号
国営計第 84 号
令和 5 年 8 月 24 日

大臣官房官庁営繕部	各課	長	殿
各地方整備局	企画部長	殿	
	営繕部長	殿	
北海道開発局	事業振興部長	殿	
	営繕部長	殿	

大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について

国土交通省においては、平成 28 年 3 月 22 日にすべての女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」(以下「取組指針」という。)に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるための取組として、一般土木工事 A 等級及び建築工事 A 等級の工事を対象に、段階的選抜方を適用する総合評価落札方式において、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業(以下「ワーク・ライフ・バランス等推進企業」という。)を加点評価する取組(以下、「本取組」という)を実施してきたところである。

今般、更なる取り組み拡大のため、本取組の対象を総合評価落札方式の一般土木工事 A 等級・B 等級、及び建築工事 A 等級・B 等級の工事、並びに技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約の発注に拡大することとし、令和 6 年 1 月 1 日以降に入札契約手続きを開始する案件から、遺漏無きよう措置されたい。

また、今後、本取組を全ての公共工事等(建設コンサルタント業務等を含む)における総合評価落札方式、企画競争方式(プロポーザル方式を含む)に速やかに拡大することとし、その開始時期は追って通知する。

なお、本取扱いについては、今後の政府全体の取組状況を踏まえ、必要に応じて変更する場合がありますので申し添える。また、「直轄工事におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する取組について」(令和 4 年 6 月 9 日付け国官技第 58 号一 2、国営管第 87 号一 2、国営繕計第 49 号一 2)については廃止する。

(1) 対象工事等

一般土木工事A等級・B等級
 建築工事A等級・B等級
 技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約

(2) 配点例

	評価基準	配点
企業の 能力等	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成29年3月31日までの基準）認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点
その他		

- ※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同法第8条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
- ※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 段階選抜方式を採用する発注にあたっては、第一段階選抜において評価することも可能。

(3) 認定等の確認方法

- ・ 提案書を求める際、様式例又は様式例ー2により、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標の適合状況を提出させる。
- ・ 認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しを添付させ、これにより確認する。（外国人法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

- ※ 1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。
- ※ それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。
- ※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、様式例ー2を使用する。

1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼし認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし3段階目の認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしております、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。 【 該当 ・ 該当しない 】

2. 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナえるぼし認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日以降の基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「トライくるみん認定」を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31日までの基準）を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

3. 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

- ユースエール認定を取得している。 【 該当 ・ 該当しない 】

測量業行政の現状について

令和5年10月20日



国土交通省 関東地方整備局

1. 測量業者の登録数

P 3

- ・ 測量業者登録数（全国・関東）
- ・ 測量業者登録数（管内都県別）

2. 登録申請

P 5

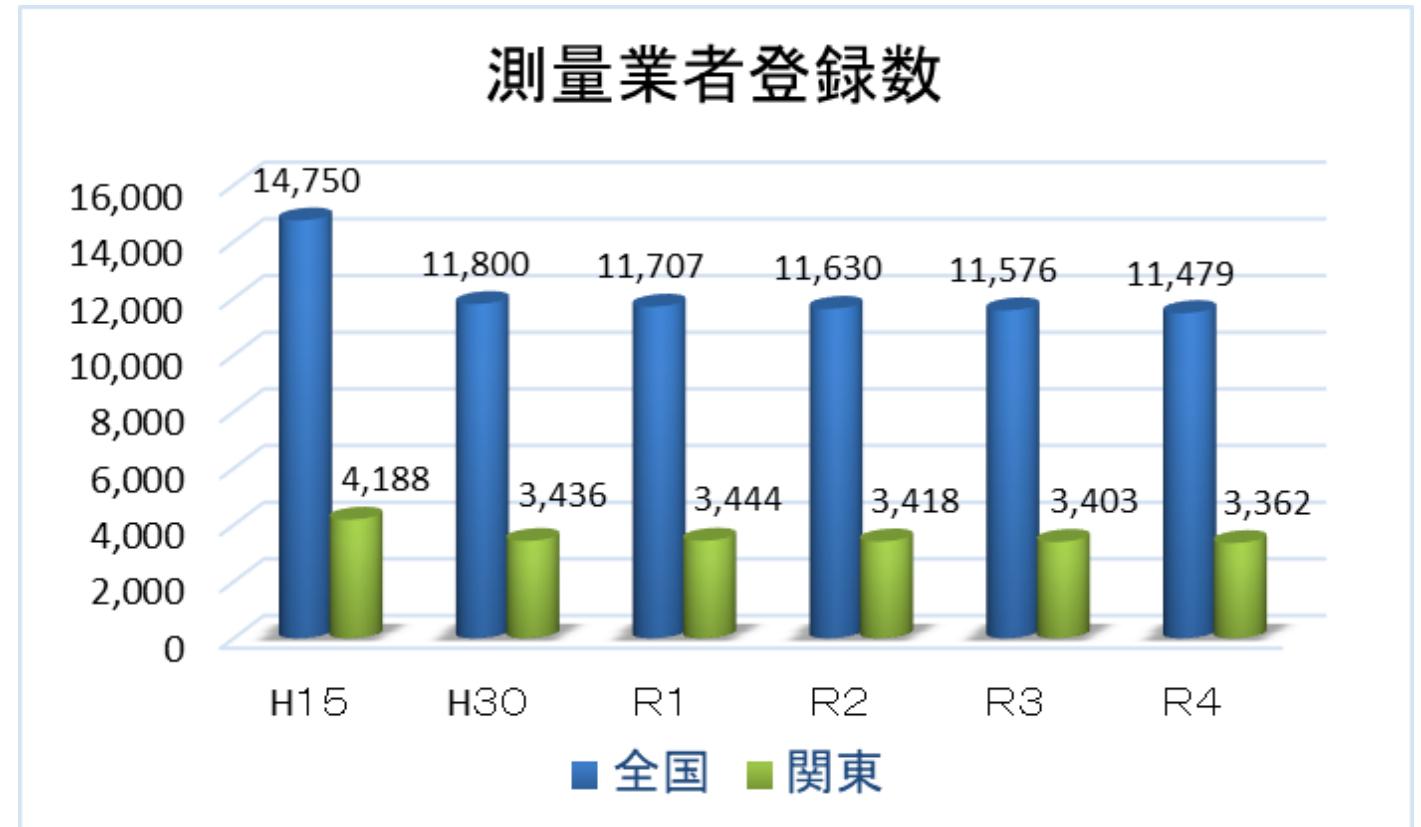
- ・ 登録申請における主な指摘事項等
- ・ 【参考】 申請書類提出に当たっての必要書類一覧

1. 測量業者の登録数

測量業者登録数（全国・関東）

関東地方整備局管内の測量業者登録数は、令和4年度末現在で3,362業者であり、全国の約3割を占めている。

登録業者数は、平成15年度をピークに減少傾向が続いており、令和4年度末においても、令和3年度末と比べ41業者減少し、平成15年度末と比べ826業者減少している。



	H15	H30	R1	R2	R3	R4
全国	14,750	11,800	11,707	11,630	11,576	11,479
関東	4,188	3,436	3,444	3,418	3,403	3,362
前年比 (関東)	-	▲ 45	8	▲ 26	▲ 15	▲ 41
H15比 (関東)	-	-	-	-	-	▲ 826

測量業者登録数（管内都県別）

関東地整管内における都県別の登録業者数は、東京都が令和4年度末現在で953業者であり、関東の約3割を占めている。

登録業者数の推移では、平成15年度以降各都県で減少傾向を示しており、令和3年度末との比較においても、関東地整管内は全体的に減少している。

都県別登録業者数

管内都県	H15	H30		R1		R2		R3		R4		
	業者数	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	業者数	前年比	H15比
茨城県	373	353	▲ 6	353	0	342	▲ 11	335	▲ 7	326	▲ 9	▲ 47
栃木県	239	202	3	204	2	203	▲ 1	199	▲ 4	198	▲ 1	▲ 41
群馬県	254	174	▲ 1	174	0	170	▲ 4	168	▲ 2	168	0	▲ 86
埼玉県	458	403	▲ 5	405	2	398	▲ 7	394	▲ 4	393	▲ 1	▲ 65
千葉県	513	393	▲ 12	395	2	394	▲ 1	394	0	381	▲ 13	▲ 132
東京都	1,315	972	▲ 7	974	2	975	1	972	▲ 3	953	▲ 19	▲ 362
神奈川県	562	549	▲ 10	548	▲ 1	550	2	552	2	547	▲ 5	▲ 15
山梨県	151	131	▲ 1	135	4	134	▲ 1	132	▲ 2	134	2	▲ 17
長野県	323	259	▲ 6	256	▲ 3	252	▲ 4	257	5	262	5	▲ 61
合計	4,188	3,436	▲ 45	3,444	8	3,418	▲ 26	3,403	▲ 15	3,362	▲ 41	▲ 826
全国計	14,750	11,800	▲ 117	11,707	▲ 93	11,630	▲ 77	11,576	▲ 54	11,479	▲ 97	▲ 3,271

2. 登録申請

登録申請における主な指摘事項等

- 1) 役員変更等の変更登録申請漏れ（変更の事由が生じたら遅滞なく）
- 2) 財務に関する報告書の未提出（毎事業年度終了日から3ヶ月以内）
 - 登録証明書の発行保留、更新申請手続きの中断になります。
- 3) 更新申請漏れによる更新切れ消除手続き
 - 登録を要する場合、あらためて新規登録申請が必要になります。
- 4) 各種申請・報告時の必要書類添付漏れ
本省ホームページ掲載「申請書類提出に当たっての必要書類一覧」を必ず確認のうえ提出してください。

**◎不明な点は、当局 建政部 建設産業第二課 測量業係
へ事前にご相談ください。**

〈参考〉測量業の登録に関する情報（国土交通本省ホームページ）

URL https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000209.html

【参考】測量業登録にかかる必要書類一覧(R2.4.1～)

申請等の種類		新規 登録申請		更新 登録申請		変更 登録申請						定款変更	財務に関する報告		廃業等の届出	登録証明	
法人・個人の別		(法人)	(個人)	(法人)	(個人)	(法人)			(個人)			(法人)	(法人)	(個人)	(法人・個人)	随時	
提出時期		随時		登録有効期間満了日の 90日前から30日前まで		変更の事由が生じたら遅滞なく						変更の都度	毎事業年度終了日から 3ヶ月以内		・法55条の9第1 項による場合：事 由が生じた日から 30日以内	(法人・個人)	
届出の内容等						・高号又は名称 ・資本金又は出資 の額 ・営業所の所在地	・役員の変更(代表権 の変更を含む)	・営業所の新設	・営業所の廃止 ・主として請け負う 測量の種類	・事務所の名称 ・事業主の氏名 ・主として請け負う 測量の種類 ・営業所の所在地 ・営業所の廃止	・営業所の新設					・法55条の9第2 項による場合：事 由が生じたら遅滞 なく	登録情報は国土交通 省ホームページ (http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.tk2.000059.html) でご確認いただけます。
申請書類 ※提出部数はその他提出部数のとおり	測量業者登録申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	登録免許税納付書・領収証書はり付け欄	○	○														
	測量業者登録申請書別紙	○	○	○	○												
	測量業者変更登録申請書					○	○	○	○	○	○						
	測量士の変更について																
	定款変更届											○					
	財務に関する報告書(表紙)												○	○			
	廃業等の届出書														○		
	定款(現行定款)	○		○													
	営業経歴書	○	○	○	○									○	○		
	直前2年の各事業年度における測量実施金額	○	○	○	○												
	財務事項一覧表(法人)	○												○			
	完成測量原簿報告書	○												○			
	会社法等に準拠した貸借対照表及び損益計算書(法人)	○												○			
	貸借対照表(個人)			○											○		
損益計算書(個人)			○											○			
法人税(所得税)の納付すべき額及び納付済額を証する書面 (原本：納税証明書(その1))	○		○										○	○			
使用人数、営業所ごとの測量士・測量士補の数	○	○	○	○									○	○			
誓約書(法55条の6)	○	○	○	○			○										
誓約書(法55条の13)	○	○	○	○			○										
証明書 ※提出部数は2部	登録証明願																○
添付書類 ※提出部数は1部	登記事項証明書 (原本：発行日から3ヶ月以内のもの)		○		○		○		○								
	税務申告書類(写)、法人等の設立申告書(写)又は法人 設立届出書(写)等 (営業所名称及び所在地等が確認できるもの)		○		○		○		○					○			
	誓約測量士 の資格を証 する書面		○		○		○		○					○			
	誓約測量士 の常勤を証 する書面		○		○		○		○					○			
その他	提出部数	①申請書類(正)1部【国土交通省閲覧用】 ②申請書類(写)1部【都道府県閲覧用】※登録営業所が複数の都道府県にある場合は、その都道府県の数と同数の写を用意し、左上に営業所の存する都道府県名を記載してください。(財務に関する報告書(表紙)は左上の都道府県名の記載は不要です。) ③添付書類1部 ※定款変更について、内容を大きく変更した場合は、定款の写しを上記①及び②の部数添付してください。														・正1部のみ	・正2部のみ
	返信用封筒 (切手貼付・住所・宛名記載)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	注意事項等	登録情報は国土交通省ホームページ(http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo.const.tk2.000059.html)でご確認いただけます。 登録要件(誓約測量士の常勤等)等の確認の必要から、本表に記載している書類以外も追加の書類の提出を依頼する場合があります。ご了承ください。															

※ 申請書類は記載例(<http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1.6.bt.000233.html>)を十分確認の上、作成してください。

令和5年10月20日

(一社) 全国測量設計業協会連合会
関東地区協議会
東京地区協議会

令和5年度関東地方整備局との意見交換（案）

《意見・要望》

1 地域を支える測量業の魅力を増し、人材を確保するための施策の要望 及び経営安定化のための事業創出について

改正国土強靱化基本法が成立し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の後継となる計画策定が、重点推進施策内容と事業規模を明示したうえでなされるものと期待しているところです。この施策を適切に執行するためには、測量設計業を含む建設産業全体の発展が欠かせないものと考えており、そのためには企業が人材投資、設備投資を計画的に行う環境づくりが欠かせません。

ご高尚の通り、建設産業全体において人材の不足に悩み、事業や技術の継承が危ぶまれる状況にあり、すでに、地域を支える測量業者が廃業、縮小を余儀なくされている状況にあります。

つきましては、以下の事項について要望・提案いたします。

① 賃金を上げ、企業の投資を拡大するための要望

企業としては、十分な賃金水準、十分な利益水準を確保することが必要であり、日額人件費の継続的なアップと、最低でも人件費のアップ率を上回る継続的な予算の拡大をすること。

また、地方自治体においては、低入札調査基準価格や最低制限価格を設定していないところもいまだ存在していますが、多くの自治体が国の定める調査基準価格の率を採用していますので、賃上げを阻み、投資を妨げるコスト競争を避けるため、調査基準価格の率のアップも行うこと。

② 道路・河川等の公共インフラ強靱化のための3次元台帳整備事業の提案

新しい国土強靱化基本計画（素案）を拝見すると、国土交通省の実施する施策として、無電柱化や沿道建物倒壊防止などの緊急輸送道路等に関連する施策、中小河川も含めた河川整備に係る計画の作成・見直しなどの流域治水に関連する施策等、公共インフラの強靱化を進めるものが多くみら

れます。道路台帳、河川台帳の整備は法律で定められ、それぞれ管理者により実施されているところですが、公共インフラの強靱化を着実かつ効率的に進めるには、国の進めている「3次元データを活用した河川管理」の手法を地方自治体においても実施することが有益と考えます。

については、まずは緊急輸送道路や氾濫の危険のある河川を優先して、UAVや3次元スキャナ、MMS等を用いた3次元道路台帳（地下埋設物も含めて）・河川台帳を作成することを地方自治体においても義務付け、あわせてその予算措置（補助金）を検討いただくこと。

2 入札参加要件における、地元業者を「本店」とする地理的条件設定業務の増加について

昨年も提案させていただき、対応にご配慮いただいておりますが、その件数・割合ともまだ低く、地元業者の活躍の場が少ない状況であります。

近年における社会経済状況の変化や頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、地域の社会資本整備の一翼を担う測量設計業者の役割はますます重要となっております。特に、地元業者は災害時には直ちに現地に入り、被災状況の迅速な調査を行うなど、早期の復旧・復興のため、「地域の守り手」として大きな役割を果たしており、将来にわたり地元業者の経営安定は欠かせないものであります。

また、改正品確法等を受け、喫緊の課題であります「担い手の確保・育成」や「働き方改革」への対応、さらに災害時の対応力としての地元業者存続のためにも、安定的かつ持続的な業務量の確保が必須であります。

これら災害への対応はもとより、業務の遂行には、優れた技術者の確保や継続教育の実施が必要不可欠であり、協会員は、人材確保・育成にも最大限取り組んでいるところです。

また、急速に普及するUAVの活用や三次元点群測量にも対応可能な機器（UAVレーザ測量機器及び地上レーザ測量機器等）の保有と併せて、測量計測技術に精通する地元業者も年々増えております。

今後、自然災害に対する国土強靱化の基本目標である「安全・安心な国土・地域・経済社会の構築」には、我々地元業者の存在・役割は極めて重要であると考えます。

つきましては、入札参加要件は、地理的条件（本店縛り）を基本とし、実績要件には同種業務だけでなく類似業務も積極的に採用していただく等、地元業者の受注機会の拡大ができますよう要望いたします。

3 道路のDXに向けたGISプラットフォームの早期構築と三次元データ整備の発注について

貴局におかれましては、国土交通省の「インフラ分野のDXアクションプラン」に基づき、「関東地方整備局インフラDX推進本部会議」の道路WGではGISプラットフォームの構築、河川WGでは三次元河川管内図プラットフォーム構築を進めていると理解しております。

令和5年6月の第5回推進本部会議資料によりますと、河川WGでは、令和4年度に三次元管内図（試行版）の概成、プラットフォーム基本仕様検討が行われ、令和5、6年度に各種データ等応用情報の整備を図りつつプラットフォームの構築を行い、令和7年度から三次元管内図プラットフォームの全河川運用開始を目指しています。一方、道路WGでは、令和4年度に東京国道品川出張所管内のGISプラットフォームの運用を開始し、令和5年度中に東京国道管内全エリアでの運用開始を目指していると理解しております。

貴局管内は首都圏をほぼ包含しており、そのインフラ分野のDX推進は、全国の社会資本整備・管理の高度化、効率化、ひいては我が国の政治、経済等の高次中枢機能に与える影響が大きいことから、貴局管内全域における道路GISプラットフォームの迅速な構築と早期運用が望ましいと考えます。

このため、東京国道管内以外の事務所管内における道路区域の三次元データ整備の早期発注を要望します。また、点群データの計測・取得など、三次元データ整備関連業務を積極的に測量設計業者に発注していただくとともに、できるだけ多くの測量設計業者が参入可能となるよう発注単位の規模に配慮されるよう要望します。

《自由討議》

1 業務環境の改善について ―ウィークリースタンスの取組―

働き方改革関連法が施行され、日本の労働慣行が大きく変わろうとしています。ワークライフバランスが重視され、時間外労働の上限規制も課題となっています。課題の解決策の一つとして、令和元年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第22条に基づく発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）を踏まえ、令和3年度以降に契約した全ての業務を対象に、業務環境の改善に向けた取組を定めた実施要領が策定されました。業務の実施にあたっては、発注者が受注者に作業依頼を行う場合においては、作業内容に応じた適正期間を設けることとするほか、以下の取組み項目①～⑤の項目については原則実施するものとし、また、その他の項目についても積極的に取り組むものとなっております。

- ①月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- ②水曜日は定時の帰宅を心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- ③土・日曜に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- ④昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- ⑤定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- ⑥金曜日でも定時の帰宅を心掛ける
- ⑦その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

以上のことを、初回業務打合せ時に、受発注者間で確認・調整のうえ業務環境改善様式【初回打合せ用】に記入し、打ち合わせ記録簿に添付することになっていますが、この取り組みが機能していないのが現実です。発注者側担当者にも周知徹底していただき業務環境の改善がされるようお願いいたします。

2 若手技術者の人材確保・育成に向けた支援制度拡充

地域の中小企業にとって若手技術者の人材確保は、非常に困難な状況にあります。

近年、新規就職者の減少も影響し、大卒・高卒採用については、技術系学校の就職先は、公務員そして大手建設業などの安定性や資本力・福利厚生が充実している大きい企業が優先主体となっております。そこで、地域の協会員は、測量設計の専門分野を履修していない生徒・学生に対しても、理系・文系・普通科問わず採用を広げ、入社してから育成に尽力をし始めている状況です。

協会員の中では、自社で育成教育が困難なため、測量課程のある専門学校へ在職のまま入学させ、技術技能を修得させて技術者にしたいというシステム構築を模索しております。地域の中小企業にとっては、経営的にも非常に負担の大きい案件です。自社内において育成する場合でも、人的・時間的・経済的負担のかかる案件です。

高齢化により、技術者が毎年退任する現在、知識・経験・技術・技能の継続伝承のため、次世代を支える担い手の確保・育成は喫緊の課題となっております。

協会員一同、建設DX・働き方改革・担い手育成等、努力し続けていく所存です。

国土交通省におかれましても、各種支援の施策をされていると存じますが、測量設計業界は一般に認知度が低い業界ですので、例えば、小学生・中学生へのPR、新規就職活動者への啓蒙広報、若手技術者育成に係わる経済的補助制度など、さらなる拡充のご検討をお願いいたします。

3 入札時における災害活動(協定締結企業、災害活動実施者)の評価について

近年、災害が頻発化、激甚化、広域化しており、発災後の緊急調査や復旧事業への対応に協会としても積極的に取り組んでいるところです。

災害対応については、各整備局または各出先機関と協定を締結しており、平常時においても地域におけるボランティア活動にも尽力しているところです。また、災害発生の際は、地域企業としていち早く緊急調査を実施し、一刻も早く復旧・復興するために地域の状況を熟知した技術者が活動しております。

つきましては、災害活動を優先的に取り組む必要から、既に着手している通常業務について、工期の見直し等の配慮をお願いいたします。

また、日頃から安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる協会の構成企業に対して、災害協定締結への加点と災害活動実績への加点の2段階加点方式を取り入れていただきたく要望いたします。

4 受注機会の確保に向けた総合評価落札方式の適切な運用

より多くの測量設計業者に受注機会を与えていただきたく、総合評価落札方式の運用について、下記に示す事項についてご検討願います。

① 一括審査方式のより一層の活用

受発注者双方の入札手続きの効率化の観点で平成28年8月から導入されている一括審査方式は、同時に発注される複数業務において同じ管理技術者での重複受注が認められないことから、より多くの企業に受注機会が与えられる効果があります。このため、同方式のより一層の活用をお願いします。

② 実施能力評価拡大型における実施方針の適切な評価

受注実績がない企業の参入機会の確保及び不調対策を目的として令和4年8月から試行運用されている総合評価落札方式（簡易型：実施能力評価拡大型）の最近の評価結果を見ると、実施方針の評価値が全ての参加企業において満点となっており、結果的に参加企業による技術力の差が不明確になっている例が見られます。このため、実施方針の課題設定にあたり、参加企業の技術力をより明確に把握できる課題の設定をご検討願います。

③ 実施能力評価拡大型における地理的条件とその他の評価項目の配点バランスの見直し

総合評価落札方式（簡易型：実施能力評価拡大型）の最近の評価結果を見ると、地理的条件（本店所在地）の評価ウェイトが高いことから、上記②のように実施方針の評価で差がない場合、結果的に地理的条件のみで落札企業が決定している例が見られます。このため、上記②の対応に加え、主任技術者の経験及び能力等地理的条件以外の評価項目と地理的条件の配点バランスの見直しをご検討願います。

④ 同一内容同時発注業務の実施能力評価拡大型の地理的条件運用の提案

上記③に述べたような事例が生じていることから、当該方式において同一内容業務が同時に複数発注される場合、上記①の一括審査方式の活用に加え、周辺都県の業者にも受注機会を与えるべく、地理的条件について、本店所在地のある業者に高い加点を付与する案件と本・支店・営業所のある業者に同一の加点をする案件をバランスよく発注するような運用をご検討願います。

5 業務発注・実施における働き方改革への配慮

測量設計業の担い手確保と、働き方改革のため、下記に示す事項についてご検討願います。

① 平準化のための年度末工期の柔軟な適用

働き方改革の観点から、近年では年度末工期を減らす取組を進めていただいておりますが、中には業務着手後、諸事情により年度末迄の工期延伸が必要になる場合があります。その際には業務の実態に合わせて受発注者間の協議の上年度末への工期延伸も許容して下さるようご配慮願います。

年度末工期を避けるため、履行期限の前倒しに取り組んでいただいておりますが、発注時期につきましても前倒しに取り組んでいただき、実質工期が短縮されることのないようご配慮願います。

② 業務着手後の業務内容・数量の増加の場合の適切な工期延伸

業務着手後、諸事情により発注者側から受注者に対して業務内容や数量の増加についての協議をなされる場合がありますが、変更内容に即した工期延伸についても同時に協議がなされるようご配慮願います。

項目	要 望	回 答	備考															
《意見・要望》																		
<p>の1 施 策 地 の 域 要 望 支 及 え び る 経 測 営 量 安 業 定 の 化 魅 の 力 た を め 増 し 事 業 人 創 材 出 を に 確 つ 保 い す て る た め</p>	<p>改正国土強靱化基本法が成立し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の後継となる計画策定が、重点推進施策内容と事業規模を明示したうえでなされるものと期待しているところ。この施策を適切に執行するためには、測量設計業を含む建設産業全体の発展が欠かせないものと考えており、そのためには企業が人材投資、設備投資を計画的に行う環境づくりが欠かせません。</p> <p>ご高尚の通り、建設産業全体において人材の不足に悩み、事業や技術の継承が危ぶまれる状況にあり、すでに、地域を支える測量業者が廃業、縮小を余儀なくされている状況にあります。</p> <p>つきましては、以下の事項について要望・提案いたします。</p> <p>① 賃金を上げ、企業の投資を拡大するための要望 企業としては、十分な賃金水準、十分な利益水準を確保することが必要であり、日額人件費の継続的なアップと、最低でも人件費のアップ率を上回る継続的な予算の拡大をすること。 また、地方自治体においては、低入札調査基準価格や最低制限価格を設定していないところもまだ存在していますが、多くの自治体が国の定める調査基準価格の率を採用していますので、賃上げを阻み、投資を妨げるコスト競争を避けるため、調査基準価格の率のアップも行うこと。</p> <p>② 道路・河川等の公共インフラ強靱化のための3次元台帳整備事業の提案 新しい国土強靱化基本計画(素案)を拝見すると、国土交通省の実施する施策として、無電柱化や沿道建物倒壊防止などの緊急輸送道路等に関連する施策、中小河川も含めた河川整備に係る計画の作成・見直しなどの流域治水に関連する施策等、公共インフラの強靱化を進めるものが多くみられます。道路台帳、河川台帳の整備は法律で定められ、それぞれ管理者により実施されているところですが、公共インフラの強靱化を着実かつ効率的に進めるには、国の進めている「3次元データを活用した河川管理」の手法を地方自治体においても実施することが有益と考えます。</p> <p>ついでには、まずは緊急輸送道路や氾濫の危険のある河川を優先して、UAVや3次元スキャナ、MMS等を用いた3次元道路台帳(地下埋設物も含めて)・河川台帳を作成することを地方自治体においても義務付け、あわせてその予算措置(補助金)を検討いただくこと。</p>	<p>① 令和5年度の設計業務委託等技術者単価は、全職種単純平均で対前年度比5.4%引き上げられ、全職種単純平均値が44,455円となり、平成9年度以降で最高値を更新しました。測量業務については、対前年比5.2%引き上げられ、平均が37,700円となっております。今後も市場の賃金実態を反映した単価となるよう、引き続き、技術者単価への反映のため毎年実施している「技術者給与実態調査」へのご協力をお願いいたします。</p> <p>測量設計業は、社会資本整備における各事業の最上流部に位置し、事業全体に大きく影響する重要な業務です。今後の関東地方整備局の事業を円滑に執行するため、令和6年度においても必要な予算を確保したうえで、測量等の業務を適時・適切に発注して参ります。</p> <p>また、低入札調査基準価格については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律においては、適宜見直すこととされておりますので、本要望につきましては、国土交通本省へ伝えて参ります。</p> <p>②現在、関東地方整備局では、令和3年7月に「関東地方整備局インフラDX推進本部」を発足、令和3年10月には「インフラ分野のDX推進に向けたロードマップ」を策定して、インフラ分野のDX推進に向けた取組を行っているところ。インフラ分野のDXを推進するために、各WGの取組について部局横断的に情報を共有し、各々のWGにおける取組に活用・反映することを目的に開催しております。</p> <p>河川WGにおいては、3次元データやAI、新技術等を活用し、各種業務の効率化・高度化を図ることを目指しております。現在、3次元データを活用し、管内図を立体的に表現するとともに、河川に関する情報を集約し、一元管理することにより、誰もが理解しやすく、迅速なデータ活用を可能とした、三次元河川管内図の整備を令和7年度に運用開始を目標に行っております。</p> <p>なお、国が進めている「3次元データを活用した河川管理」の手法を地方自治体に周知してまいります。</p> <p>道路WGにおいては、道路情報の統合化として、道路基盤地図をベースに台帳やMMSなどの各種データを一元的に蓄積し、処理するGISプラットフォームを構築し、活用することで労働生産性の向上を図る取り組みを行っています。現在、東京国道事務所管内において先行して環境を整備しており、今後、他事務所への展開を目指しています。</p> <p>また、道路では全国の直轄国道等を対象として、道路基盤地図情報及び道路台帳付図を整備・公開(閲覧・取得)する環境を構築しているところ。これらの取り組みについても、地方自治体に情報提供してまいります。</p>	<p>資料－1 P24</p>															
<p>と2 す る 入 地 理 参 的 加 条 要 件 件 設 に 定 お 業 け 務 の 増 地 加 元 に 業 つ 者 い を て 本 店 一</p>	<p>昨年も提案させていただき、対応にご配慮いただいておりますが、その件数・割合ともまだ低く、地元業者の活躍の場が少ない状況であります。</p> <p>近年における社会経済状況の変化や頻発・激甚化する自然災害を踏まえ、地域の社会資本整備の一翼を担う測量設計業者の役割はますます重要となっております。特に、地元業者は災害時には直ちに現地に入り、被災状況の迅速な調査を行うなど、早期の復旧・復興のため、「地域の守り手」として大きな役割を果たしており、将来にわたり地元業者の経営安定は欠かせないものであります。</p> <p>また、改正品確法を受け、喫緊の課題であります「担い手の確保・育成」や「働き方改革」への対応、さらに災害時の対応力としての地元業者存続のためにも、安定的かつ持続的な業務量の確保が必須であります。</p> <p>これら災害への対応はもとより、業務の遂行には、優れた技術者の確保や継続教育の実施が必要不可欠であり、協会員は、人材確保・育成にも最大限取り組んでいるところです。</p> <p>また、急速に普及するUAVの活用や三次元点群測量にも対応可能な機器(UAVレーザ測量機器及び地上レーザ測量機器等)の保有と併せて、測量計測技術に精通する地元業者も年々増えております。</p> <p>今後、自然災害に対する国土強靱化の基本目標である「安全・安心な国土・地域・経済社会の構築」には、我々地元業者の存在・役割は極めて重要であると考えます。</p> <p>つきましては、入札参加要件は、地理的条件(本店縛り)を基本とし地元業者の受注機会の拡大ができますよう要望いたします。</p>	<p>災害対応を含む、地域における社会資本を支える担い手確保・育成等の観点から、発注する都県の地域内における企業の「本店、支店又は営業所」の有無を参加要件とする「地域要件の設定」を試行的に実施しています。</p> <p>発注する都県の地域内に「本店」を有することを参加要件とする、いわゆる「本店しぼり」は、十分な競争性の確保、業務特性・内容、業務規模等を勘案のうえ、測量業務については、総合評価落札方式(簡易型)で発注する現地作業を含む業務には原則として適用しているところですが、競争性(競争参加可能者数)が十分確保されるよう設定を行い、発注しています。</p> <table border="1" data-bbox="1498 1102 2285 1207"> <tr> <td>令和4年度 実績</td> <td>測量業務契約件数</td> <td>196件</td> </tr> <tr> <td>①196件のうち、「本店縛り」発注件数</td> <td></td> <td>69件(35.2%) (69/196)</td> </tr> <tr> <td>※本店受注件数</td> <td>56件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②196件のうち、「本店、支店又は営業所縛り」発注件数</td> <td>82件(41.8%) (82/196)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※本店受注件数</td> <td>38件</td> <td></td> </tr> </table> <p>「本店縛り」による発注件数は昨年度より増加しております。</p> <p>引き続き、事業促進に向け、地域における社会資本を支える担い手確保・育成等の観点から試行を実施していきます。</p>	令和4年度 実績	測量業務契約件数	196件	①196件のうち、「本店縛り」発注件数		69件(35.2%) (69/196)	※本店受注件数	56件		②196件のうち、「本店、支店又は営業所縛り」発注件数	82件(41.8%) (82/196)		※本店受注件数	38件		<p>資料－3 参考資料 P8～10</p>
令和4年度 実績	測量業務契約件数	196件																
①196件のうち、「本店縛り」発注件数		69件(35.2%) (69/196)																
※本店受注件数	56件																	
②196件のうち、「本店、支店又は営業所縛り」発注件数	82件(41.8%) (82/196)																	
※本店受注件数	38件																	
<p>発 3 注 オ に 1 道 つ ム 路 い の の て 早 期 X 構 に 築 向 と け 三 た 次 G 元 I デ S ー プ タ ラ 整 ツ 備 ト の</p>	<p>貴局におかれましては、国土交通省の「インフラ分野のDXアクションプラン」に基づき、「関東地方整備局インフラDX推進本部会議」の道路WGではGISプラットフォームの構築、河川WGでは三次元河川管内図プラットフォーム構築を進めていると理解しております。</p> <p>令和5年6月の第5回推進本部会議資料によりますと、河川WGでは、令和4年度に三次元管内図(試行版)の概成、プラットフォーム基本仕様検討が行われ、令和5、6年度に各種データ等応用情報の整備を図りつつプラットフォームの構築を行い、令和7年度から三次元管内図プラットフォームの全河川運用開始を目指しています。一方、道路WGでは、令和4年度に東京国道品川出張所管内のGISプラットフォームの運用を開始し、令和5年度中に東京国道管内全エリアでの運用開始を目指していると理解しております。</p> <p>貴局管内は首都圏をほぼ包含しており、そのインフラ分野のDX推進は、全国社会資本整備・管理の高度化、効率化、ひいては我が国の政治、経済等の高次中枢機能に与える影響が大きいことから、貴局管内全域における道路GISプラットフォームの迅速な構築と早期運用が望ましいと考えます。</p> <p>このため、東京国道管内以外の事務所管内における道路区域の三次元データ整備の早期発注を要望します。また、点群データの計測・取得など、三次元データ整備関連業務を積極的に測量設計業者に発注していただくとともに、できるだけ多くの測量設計業者が参入可能となるよう発注単位の規模に配慮されるよう要望します。</p>	<p>道路区域のMMSによる三次元データにつきましては、地整発注、事務所発注を含め令和4年度までに全路線のデータを取得しています。</p> <p>また、取得したデータは、公募により選定された(一財)日本デジタル道路地図協会を提供事業者として三次元点群データ等の提供事業を開始しているところです。(R4.8.19記者発表)</p> <p>今後、MMSデータの取得にあたっては、他地整の取得時期とも整合を図りながら発注単位規模も考慮しながら進めていく予定です。</p>	<p>資料－3 参考資料 P12～13</p>															

回答の参考資料

令和5年10月20日



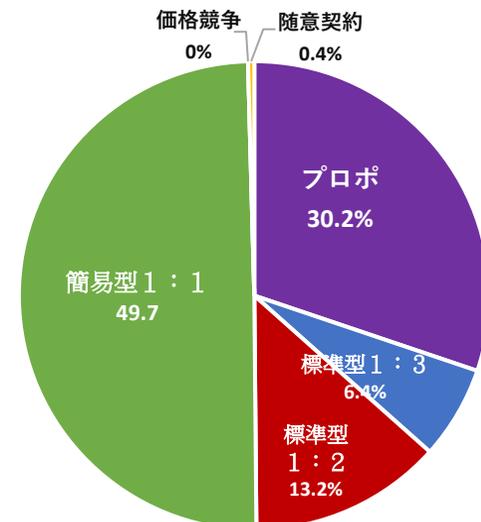
国土交通省 関東地方整備局

1. 建設コンサルタント業務の契約状況

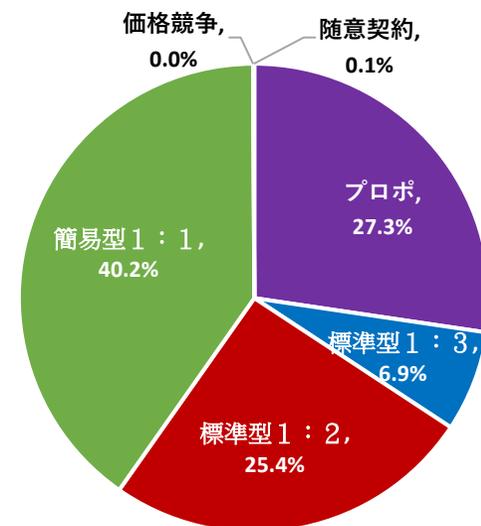
○契約件数は近年、概ね横ばいとなっているが、契約額は毎年、技術者単価を適切に反映しつつ、低入札価格基準の見直しも影響し、年々上昇傾向であり、R4年度はH30年度に比べ1.2倍。

■契約状況(契約方式別:H30年度~R4年度)

年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
(単位:件)						
件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率
①プロポ	393	27.8%	410	27.4%	416	27.5%
②総合評価	1001	70.9%	1042	69.5%	1084	71.6%
標準(1:3)	102	7.2%	130	8.7%	122	8.1%
標準(1:2)	169	12.0%	137	9.1%	192	12.7%
標準(1:1)	730	51.7%	775	51.7%	770	50.9%
③価格競争		0.0%	2	0.1%	1	0.1%
④随意契約	18	1.3%	45	3.0%	13	0.9%
計	1412	100%	1499	100%	1514	100%



年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
(単位:百万)						
契約額	金額	比率	金額	比率	金額	比率
①プロポ	12,788	24.6%	15,996	27.1%	16,434	25.6%
②総合評価	39,029	75.1%	41,877	71.0%	47,616	74.2%
標準(1:3)	4,248	8.2%	7,497	12.7%	6,355	9.9%
標準(1:2)	14,124	27.2%	10,024	17.0%	15,336	23.9%
標準(1:1)	20,658	39.8%	24,355	41.3%	25,924	40.4%
③価格競争	0	0.0%	77	0.1%	36	0.1%
④随意契約	140	0.3%	1,067	1.8%	47	0.1%
計	51,957	100%	59,016	100%	64,133	100%



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

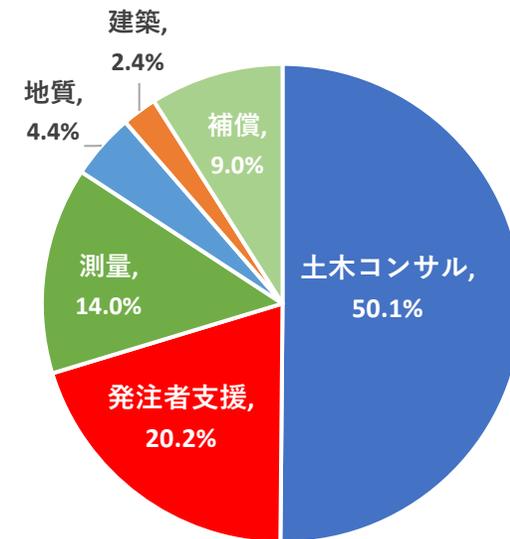
R4年度はH30年に比べ1.2倍

(R5. 3月末時点)

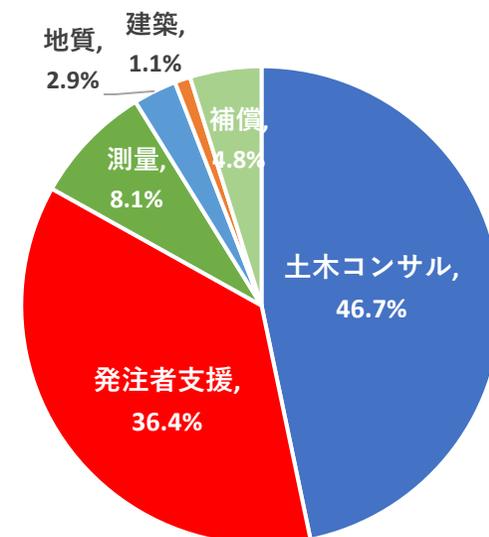
○業種別契約件数も近年、概ね横ばいとなっている。

■契約状況(業種別:H30年度～R4年度)

年度	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		平均	
	(単位:件)											
件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
土木	949	67.2%	983	65.6%	1007	66.5%	1052	66.5%	987	70.3%	995.6	67.2%
発注者支援	272	19.3%	241	16.1%	288	19.0%	267	16.9%	283	20.2%	270.2	18.2%
土木コンサル	677	47.9%	742	49.5%	719	47.5%	785	49.6%	704	50.1%	725.4	48.9%
測量	216	15.3%	261	17.4%	217	14.3%	211	13.3%	196	14.0%	220.2	14.9%
地質	69	4.9%	74	4.9%	75	5.0%	90	5.7%	62	4.4%	74	5.0%
建築	41	2.9%	49	3.3%	59	3.9%	54	3.4%	33	2.4%	47.2	3.2%
補償	137	9.7%	132	8.8%	156	10.3%	176	11.1%	126	9.0%	145.4	9.8%
計	1412	100%	1499	100%	1514	100%	1583	100%	1404	100%	1482.4	100%



年度	H30年度		R1年度		R2年度		R3年度		R4年度		平均	
	(単位:百万)											
契約額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
土木	42,305	81.4%	46,240	78.4%	51,336	80.0%	55,851	79.2%	52,287	83.1%	49,604	80.4%
発注者支援	19,341	37.2%	15,548	26.3%	21,297	33.2%	20,205	28.6%	22,891	36.4%	19,856	32.2%
土木コンサル	22,964	44.2%	30,692	52.0%	30,040	46.8%	35,646	50.5%	29,396	46.7%	29,747	48.2%
測量	4,561	8.8%	6,547	11.1%	5,979	9.3%	6,720	9.5%	5,089	8.1%	5,779	9.4%
地質	1,562	3.0%	1,900	3.2%	1,972	3.1%	2,786	3.9%	1,841	2.9%	2,012	3.3%
建築	618	1.2%	1,315	2.2%	1,344	2.1%	700	1.0%	665	1.1%	928	1.5%
補償	2,911	5.6%	3,014	5.1%	3,501	5.5%	4,503	6.4%	3,025	4.8%	3,391	5.5%
計	51,957	100%	59,016	100%	64,133	100%	70,560	100%	62,906	100%	61,714	100%

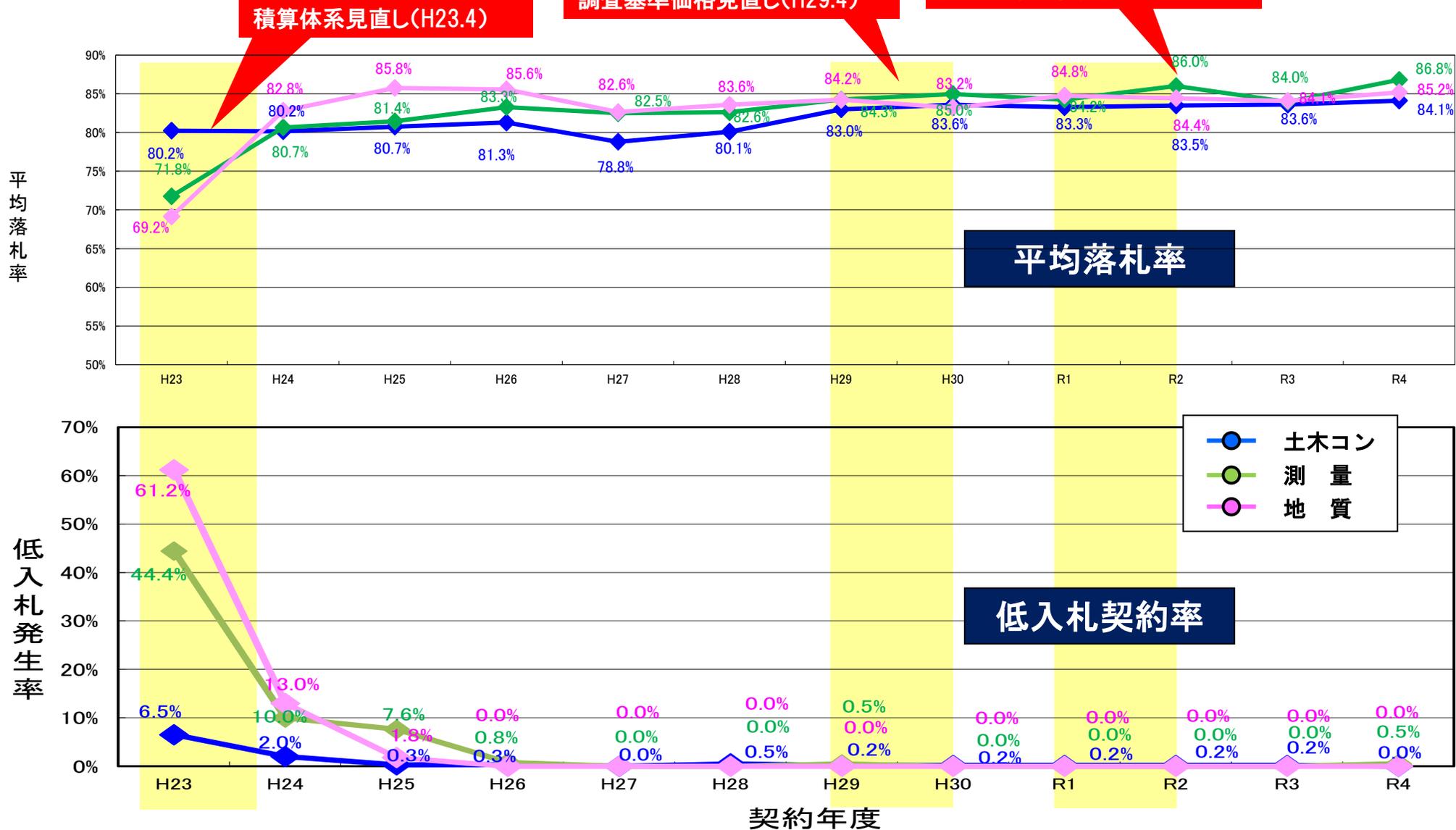


※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。

(R5. 3月末時点)

建設コンサルタント業務等(3業種)の低入札発生状況

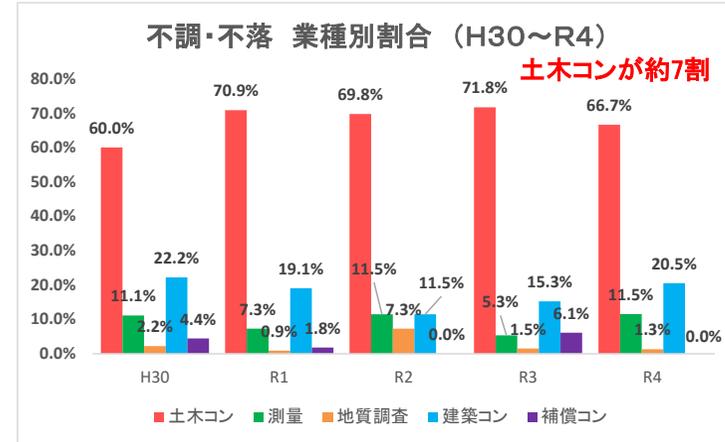
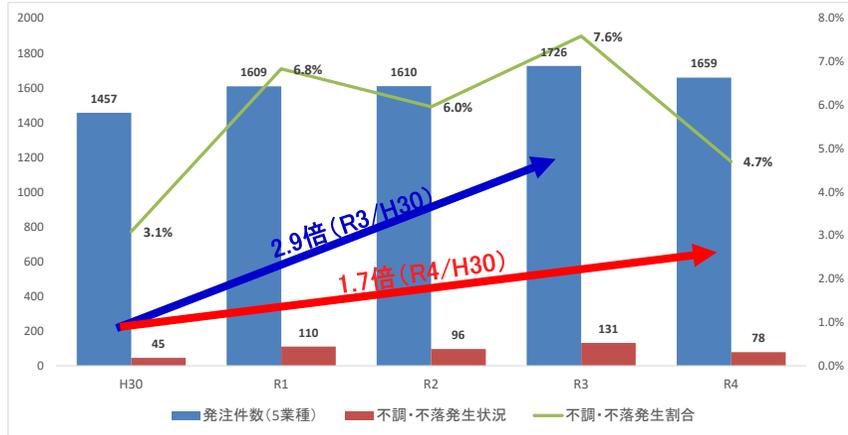
平均落札率・低入札契約率の推移



※予定価格100万円を超える価格競争入札及び総合評価落札方式のみ(単価契約を除く)。港湾空港を除く。

建設コンサルタント業務等の不調・不落発生状況(5業種)

- 不調・不落の発生件数は4年間で、約1.7倍(R4/H30)と増加傾向となっている。(R4年度は、R3年度よりも改善)
- 5業種区分(土木、測量、地質、建築、補償)のうち、土木コンサル業務が約7割を占めている。



■R4年度の傾向

○業務の不調・不落件数の78件のうち、不落が約1割、不調は約9割(68件が応募なし(52件)又は途中辞退等(16件)による不調)。

○不調・不落の発生時期

業務の発注件数1,659件のうち、第一四半期の発注件数は1,003件(60%)だが、不調件数は17件(21.8%)と比較的少ない。

第二四半期以降の発注件数は656件(40%)であるが、不調件数61件(78.2%)と増加。

○発注金額

不調・不落件数のうち、5,000万円未満が67件(86%)、5,000万円以上が11件(14%)。

○発注方式の別

不調・不落件数の78件のうち、プロポ「検討業務等」が33件(42%)、総合評価「設計業務等」が45件(58%)。

■応募しなかった理由(ダウンロード者に発注事務所がヒアリング)

○技術者の確保が困難であり、業務実施体制が整わない。 42.3%

○実績が無く参加を断念した。 23.1%

○手持ち業務が多く履行できる余裕がない。 15.4%

○履行期間が短く、自社の見積と乖離があった。 7.7%

○その他(情報収集など) 11.5%

(R5. 3月末時点)

2.令和5年度 入札・契約、総合評価の実施方針

〔コンサルタント業務等〕

令和5年度の実施方針

◎発注方式事例における試行対象業務

凡例 □ ○:適用 □ ×:適用しない

※印の工種は、三次元点群測量を含む

発注方式事例 簡易型(1:1)	対象		下記に該当する業務は対象外 (実績を有する企業が複数あり、十分な競争性を確保できる場合は対象とすることも可)
	現地作業あり	現地作業なし	
各種台帳作成②【地形測量を主とするもの】	○	×	➢道路台帳図で交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
復旧測量※	○	×	
水文観測③【標準的な観測手法によるもの】	○	×	
現地測量【地形測量】※	○	×	➢砂防事業など、現地作業が困難な箇所を航空レーザを利用する事例
水準測量※	○	×	
定期縦横断測量※	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
地図編集	×	×	➢i-constructionの一環として2次元地図→3次元地図として作成する事例 (設計用数値地形図データ作成仕様準拠)
既成図数値化	×	×	➢GIS等で活用される地図データベースを作成する事例 (独自レイヤ設定や作成手法)
路線測量※	○	×	➢交通規制が困難な路線など、MMSを利用する事例
基準点測量※	○	×	
河川測量※	○	×	➢河川縦横断測量など、航空レーザ測深機を利用する事例 (河川定期縦横断測量業務実施要領に準拠)
用地測量※	○	×	
地籍測量②【国土調査法第10条2項による作業を除く】	○	×	➢山村部の地籍測量など航空写真測量や航空レーザ測量を利用する事例 (リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアルに準拠)
深淺測量②【標準的なもの】	○	×	➢急流部や深度が深い箇所など、ロッド・レッド手法が困難で音響測深機を利用する事例
	○	×	➢面的に3次元データを必要とする事例
一筆調査(E工程)	○	×	

○測量業務において、本店縛りの適用対象を簡易型で発注する業務(現場作業あり)に拡充し、地域企業の育成確保を目的とした試行を実施。

地域企業の育成確保を目的として試行している本店、支店又は営業所縛りの試行状況は、概ね横ばい。【R2.8~】

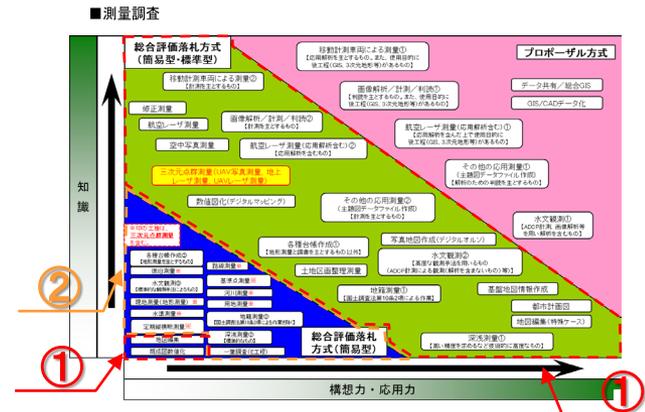
本店縛りの実施概要(令和2年8月から)

		土木コンサル、地質調査、補償コンサル			測量 ① ②			
		プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型)	プロポ	総合評価(標準型)	総合評価(簡易型) ※2	総合評価(簡易型) ※3
現場なし	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	×	必要に応じて実施	
	その他			×			×	
現場あり	比較的規模が小※1	×	×	必要に応じて実施	×	積極的に実施	原則適用	
	その他			×				×

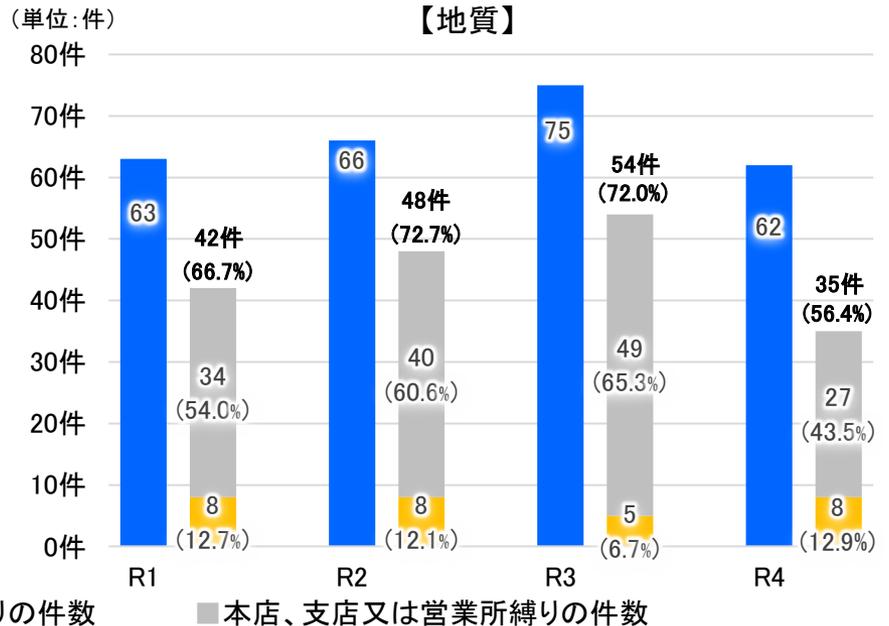
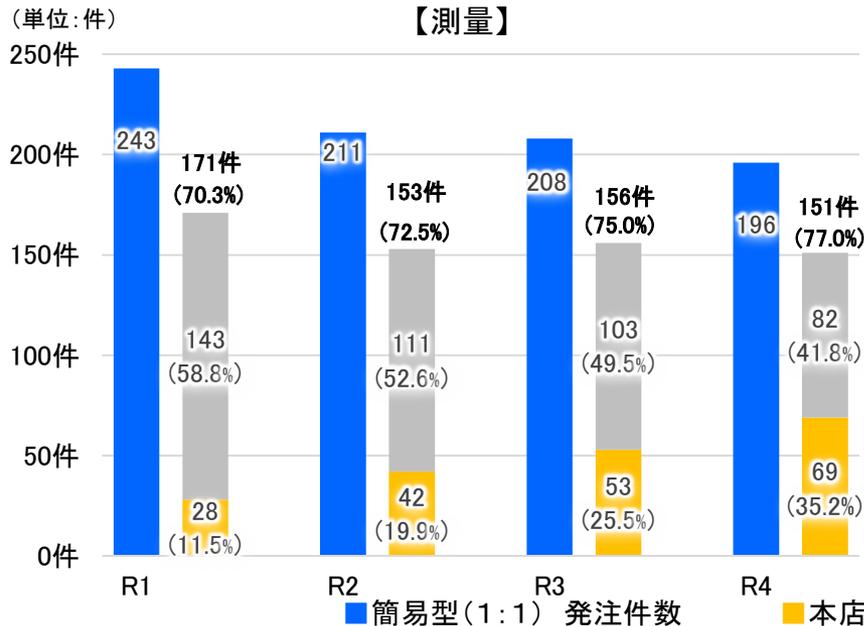
※1 概ね1,500万円以下が目安

※2 概ね右図(発注方式事例)の①が適用される業務

※3 概ね右図(発注方式事例)の②が適用される業務



■本店の所在の有無を入札参加資格要件(本店縛り、本店、支店又は営業所縛り)での実施状況



※予定価格100万円未満の少額随契及び単価契約を除く。港湾空港を除く。R1~R4年度3月末時点

3. MMSによる三次元点群データ等の提供事業

令和4年8月19日

道路局道路交通管理課

MMSによる三次元点群データ等の提供事業を開始

- 国土交通省では、道路管理の効率化を図るため、平成30年度よりモバイルマッピングシステム（以下「MMS」という。）による三次元点群データ等の収集・活用に取り組んでおります。
- 今般、公募により選定した（一財）日本デジタル道路地図協会を提供事業者としてMMSによる三次元点群データ等の提供事業を開始することとしましたのでお知らせします。

1. 三次元点群データ等提供事業の概要

道路交通上の諸課題の解決に向け、国土交通省が収集した三次元点群データ等を広く公開し、民間企業等による多様なアプリケーション開発の促進を図ることとしています。

2. データ提供の開始について

データ提供を以下のとおり開始しますので、提供を希望される場合は、下記の提供事業者までお問合せください。

提供開始日：令和4年8月22日（月）～

提供事業者：（一財）日本デジタル道路地図協会 市川、黒須

TEL：03-3222-7990 FAX：03-3222-7991

H P：https://www.drm.jp/pointcloud/

なお、配信単価は、下記のとおりです。

配信単価：5,100円/km（計測延長）

3. 提供するデータについて

国土交通省では、直轄国道全線の三次元点群データを順次取得しています。今回提供を開始するのは、令和2年度までに処理等が完了した約9,000kmのデータとなります。提供データは今後も順次拡大していく予定です。

4. 参考資料

別添1：MMS（モバイルマッピングシステム）

問合せ先：国土交通省 道路局 道路交通管理課 中西・小嶋

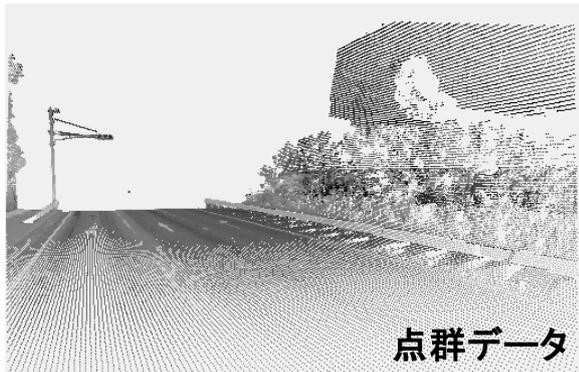
TEL：03-5253-8111（内線 37432、37465）（課直通）TEL：03-5253-8484 FAX：03-5253-1617

MMS(モービルマッピングシステム)

GNSS、レーザースキャナ、カメラなどの機器を搭載し、走行しながら3次元の道路の形状・データを高精度で効率的に取得

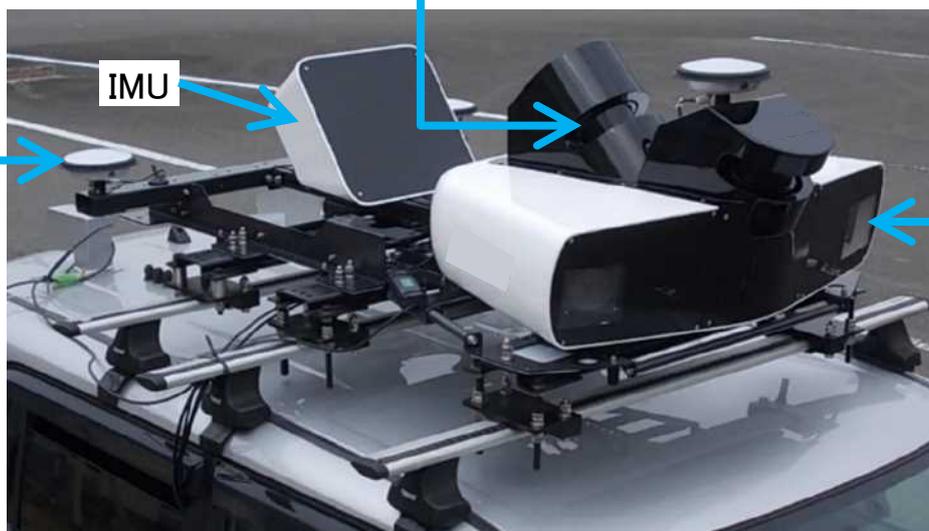
レーザー

物体に照射したレーザ光の反射波により点群データの取得が可能



カメラ

取得した画像により地物等を判別し、点群データに地物情報の付加が可能



GNSS(Global Navigation Satellite System(s))

(汎地球測位航法衛星システム)

衛星を用いた測位システムの総称で、継続的な位置取得により経路把握が可能

